

# 大和市国土強靱化地域計画

大 和 市

令和4年3月

# 大和市国土強靱化地域計画

## < 目次 >

---

第1章 計画策定の趣旨等	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の構成	3
第2章 本市の地域特性と想定災害	4
1. 本市の概況	4
2. 想定する大規模災害	7
第3章 計画の基本的な考え方	9
1. 目標の設定	9
2. 強靱化を推進する上での基本的な方針	10
3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	11
4. 施策分野の設定	12
第4章 脆弱性の評価・取組の方向性	13
1. 脆弱性の評価	13
2. 取組の方向性	13
目標1 直接死を最大限防ぐ	14
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	24
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	34
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	36
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	41
目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	46
目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	52
目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	62
第5章 計画の推進	68
1. 計画の推進体制	68
2. 施策の重点化	68
3. 進捗管理	69
4. 計画の見直し	69
巻末資料：施策分野別のマトリクス表	70

---

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1. 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定されました。

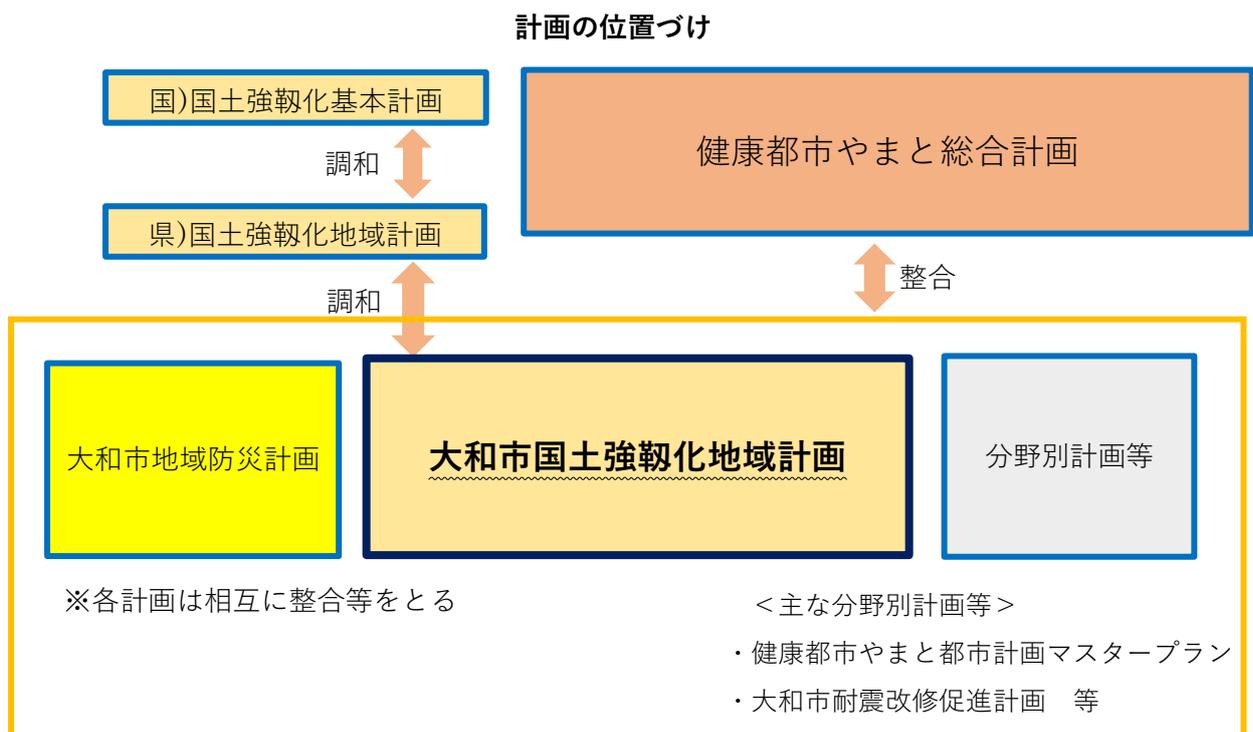
国土強靱化とは、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

このような国の動きに併せて、神奈川県は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「神奈川県国土強靱化地域計画（平成29年3月）」（以下、「県地域計画」という。）を策定しました。

これらの国、県の動きを受け、本市においても、都心南部直下地震等の大規模地震の発生や、激甚化する台風、局所的な集中豪雨等による河川氾濫、土砂災害等の大規模自然災害が発生した場合でも、本市が機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守れるよう、本市の強靱化に関する指針となる大和市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

市地域計画は、基本法第13条に基づいて策定する計画であり、大和市においては、市政運営の根本となる「健康都市やまと総合計画」を最上位としつつ、大和市地域防災計画や各分野別計画との整合等を図る計画として位置づけることとします。



なお、本市はこれまで「大和市地域防災計画」に基づき、防災・減災に取り組んできました。この計画は「地震災害」、「風水害」、「特殊災害」ごとに、発災前の「予防」対策や、発災後の「応急・復旧・復興」対策に関し、市及び関係機関が対応すべき事務又は業務について総合的な指針を定めた計画です。

一方、「大和市国土強靱化地域計画」は、国が進める国土強靱化の考え方に基づき、公共施設の保全・更新や、地域活動の支援など、強靱化につながる平時からのハードとソフトの市の取組を幅広く位置づけた都市づくりの方向性を示す計画です。

#### 国土強靱化地域計画と地域防災計画の主な違いについて

項目	大和市国土強靱化地域計画	大和市地域防災計画
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強靱化につながる平時からのハードとソフトの取組を幅広く位置づけた都市づくりの方向性を示す計画。</li> <li>・「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」ごとに脆弱性の評価を行い、まちづくり、産業、医療・福祉など総合的に記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の種類ごとに、発災前の「予防」対策や、発災後の「応急・復旧・復興」対策を定めた計画。</li> <li>・防災に絞り込んだ実務的な対策を記載。</li> </ul>
想定災害	地震、地震火災、火災、風水害等の自然災害	地震、風水害、特殊災害(火災、航空機事故、放射性物質災害等)
根拠法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	災害対策基本法

### 3.計画の構成

本計画において本市を強靱化していくための対応方針や施策、取組の方向性をまとめるとともに、本計画に基づき実施する個別事業とその具体的内容を別冊の「大和市国土強靱化地域計画 個別事業編」で示します。

## 第2章 本市の地域特性と想定災害

### 1.本市の概況

#### (1) 位置と概況

- ・本市は神奈川県ほぼ中央に位置し、横浜、相模原、藤沢、海老名、座間、綾瀬、東京都町田の各市に隣接しています。
- ・都心から40 km圏内にあって、鉄道が東西南北に走り、東京へ1時間弱、横浜へ20分で行くことができる立地にあります。
- ・また、古くから街道が交差する交通の要衝地であったため、道路網も充実しており、国道16号、246号、467号のほか県道4線が縦横に走り、東名高速道路横浜町田インターチェンジにも近いなど、交通の利便性に恵まれています。
- ・小田急江ノ島線や東急田園都市線、相鉄本線の3つの鉄道路線が乗り入れ、市域の東西南北に8つの駅が配置され、市域のほとんどが駅からの徒歩圏となっています。



出典：健康都市やまと都市計画マスタープラン

## (2) 地形

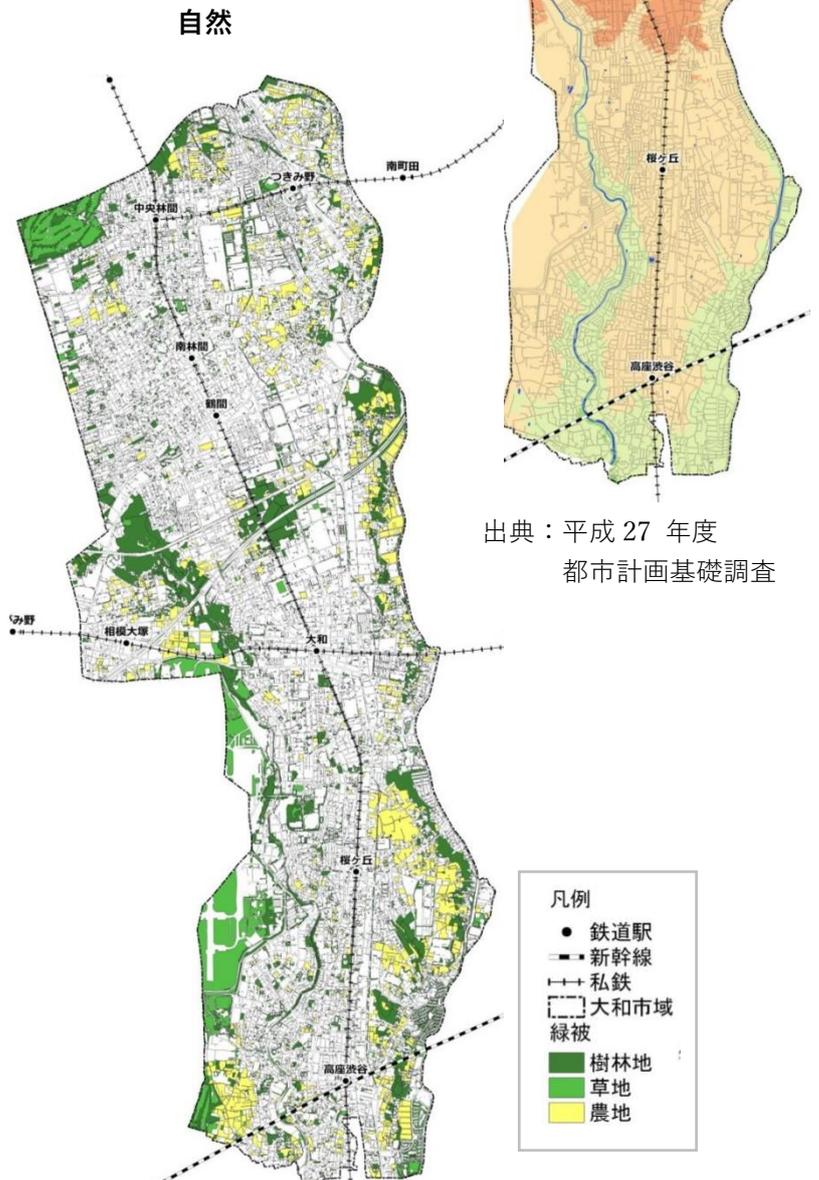
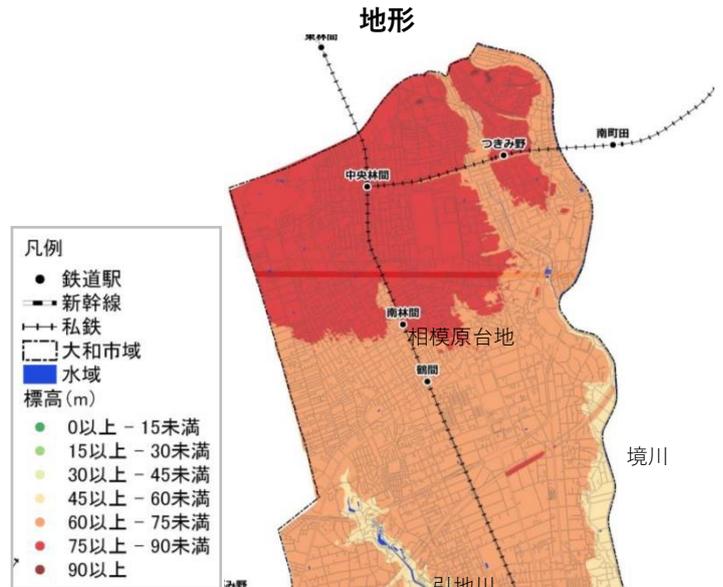
～起伏の少ない平坦な地形～

- ・大和市の大部分は起伏の少ない相模原台地上にあり、等高線は東西に走り、北から南へ向かって緩やかに傾斜している平坦な地形となっています。
- ・市内最高標高は約 91m (つきみ野 8 丁目の富士塚 (旧浅間神社跡))、最低標高は約 28m (福田の引地川流域) です。
- ・市域の東には境川、西には引地川が南北に流れ、両河川は相模原台地を刻んで谷をつくっていますが、台地ができてからの歴史が浅いため、谷の形は単純で、支流は少なく僅かに境川が相沢川などの流れを形成しています。

## (3) 自然

～河川沿いの豊かな緑と農地～

- ・境川と引地川沿いには斜面緑地が残され、その周辺には農地が広がっており、深見城址や神社仏閣の境内地などの歴史的な緑がみられます。
- ・引地川の水源地周辺のまとまった樹林地を有する泉の森をはじめとした拠点的な緑となる森や、引地台公園をはじめとしたまとまりのある緑、市街地内の生産緑地など様々な自然が形成されています。



出典：平成 27 年度  
都市計画基礎調査

出典：健康都市やまと都市計画マスタープラン

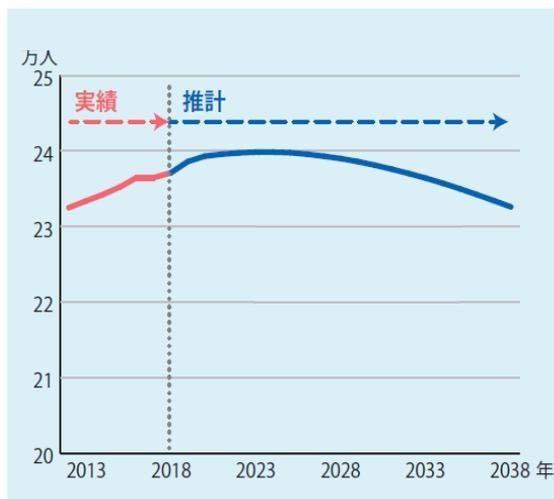
#### (4) 土地利用

- ・人口の増加に伴い、その受け皿となる宅地面積は増加傾向にあり、田や畑、山林の面積は減少傾向となっています。
- ・市域の北部に位置する内山地区や中部に位置する中央森林地区では、土地利用誘導地として市街化区域編入の検討が進められ、今後も宅地などの市街地の面積の増加が想定されます。
- ・工業系用途地域では、大規模な工業用地の商業・住居系用地への転換がみられます。

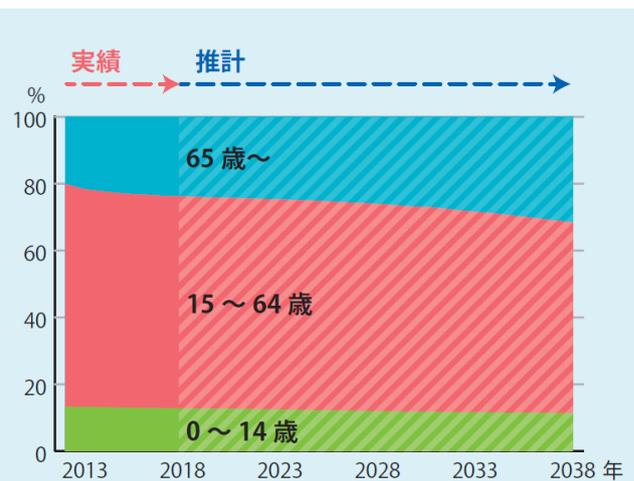
#### (5) 人口の推移と予測

- ・大和市の人口は市制施行以来、増加を続けています。今後もわずかに増加を続け、その後、緩やかに減少していく見通しです。
- ・2017年から2028年にかけて、年少人口（0～14歳）は約13%から12%へ、生産年齢人口（15～64歳）は約64%から約62%へと低下するのに対し、高齢人口（65歳～）は約23%から26%へと上昇する見込で、少子高齢化が一層進展するものと予測しています。

総人口の推移と予測



年齢構成の推移と予測



#### (6) 産業

- ・市内には、農林業から製造業、医療・福祉、サービス業まで幅広い業種が存在していますが、事業所は従業者数30名未満の事業所が9割以上を占め、小規模な経営形態となっています。
- ・近年の農地転用面積は年間60,000㎡前後で推移し、約4割の販売農家では後継者不足となっています。
- ・工業、商業とも事業所数・従業者数は減少傾向にあり、農業も総農家数・農業就業人口が減少傾向にあります。

## (7) 社会資本の老朽化

- ・本市では、これまでに良質な市民生活を確保するため、道路や公園、駅周辺の拠点施設などの良好な都市基盤を整備してきましたが、昭和 30 年代後半から平成初期にかけて集中的に整備を行ってきたこともあり、築 30 年以上を経過したものが多く、都市基盤の老朽化が進行しています。また、木造住宅がまとまった地域や狭あい道路が多い地域など、防災上課題のある市街地も残存しています。

## 2.想定する大規模災害

大規模自然災害に備えるという基本計画の趣旨を踏まえて、次の自然災害を想定します。

### 【想定する大規模災害】

地震、地震火災、火災、風水害（豪雨、洪水等）、崖崩れなどの自然災害

### (1) 地震・地震火災による被害

本市に大きな影響を及ぼす可能性のある地震は、主に都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震の 6 つが想定されています。

このうち、本市への被害が特に大きいとされている都心南部直下地震や大正型関東地震では、次のような被害が想定されています。

#### 被害想定結果

項目		都心南部直下地震	大正型関東地震
マグニチュード		7.3	8.2
震度		6 弱	6 強～7
建物被害	全壊棟数（棟）	920	9,060
火災被害	焼失棟数（棟）	390	3,060
死傷者数	死者数（人）	50	420
	重傷者数（人）	60	270
避難者数	1 日目～3 日目（人）	15,400	84,980
要配慮者	避難者 高齢者数（人）	1,130	6,220
	避難者 要介護者数（人）	380	2,080
帰宅困難者数	直後（人）	9,750	9,750
自力脱出困難者（要救助者）（人）		60	1,340
ライフライン	上水道 断水人口（人）	9,450	82,830
	下水道 機能支障人口（人）	8,030	18,170
	都市ガス 供給停止件数（戸）	0	68,690
	LP ガス供給支障数（軒）	350	450
	電力 停電件数（軒）	113,450	113,450
通信 不通回線数（回線）		86,450	87,230
震災廃棄物（万トン）		36	218

出典：平成 27 年 3 月神奈川県地震被害想定調査報告書

## (2) 火災

本市は、県内でも有数の人口密集地であり、木造住宅が密集している地域があるため、火災による大規模な延焼被害が生じるおそれがあります。

## (3) 風水害（豪雨、洪水等）、崖崩れによる被害

本市では、境川や引地川沿いの地域は浸水想定区域に指定されています。本市の被害は梅雨前線や秋雨前線などに伴う集中豪雨、夏から秋にかけての台風によるものが大部分を占めています。

河川の整備等が進み、床上浸水や河川の決壊を引き起こすような水害は年々減少していますが、近年、ゲリラ豪雨などの異常な気象現象が頻発しており、短時間で大雨が降った場合には洪水などの被害が発生するおそれがあります。

また、本市は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が38区域、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が27区域指定されています。（いずれも「急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)」令和3年5月時点。）土砂災害が発生した場合には、人的被害や建物被害が発生するおそれがあります。

災害ハザードエリアの状況



## 第3章 計画の基本的な考え方

基本法第14条において、市地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないと規定されており、基本計画及び県地域計画を踏まえ「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を設定します。また、基本計画で示されている「強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、本市でも基本的な方針を定め、取組を進めていくこととします。

### 1. 目標の設定

本市の国土強靱化を推進するに当たり、基本目標及び基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標を次のとおり定めます。

#### (1) 基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

#### (2) 事前に備えるべき目標

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 2. 強靱化を推進する上での基本的な方針

---

本市の強靱化推進においては、次に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

### (1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ア 本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から分析しつつ取り組みます。
- イ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画に取り組みます。
- ウ 本市が有する抵抗力、回復力、適応力を強化します。

### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ア ハード対策及びソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- イ 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、国、県、市及び民間が適切に連携及び役割分担をして強靱化に資する適切な対策を講じます。
- ウ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

### (3) 効率的な施策の推進

- ア 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえます。
- イ 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ウ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものとします。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ア 人のつながり及びコミュニティ機能を強化し、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- イ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等の方に配慮するとともに、本市の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。

### 3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本計画では、基本計画及び県地域計画を踏まえ、30のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定します。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を、事前に備えるべき8つの目標と関係づけて示すと次の通りとなります。

事前に備えるべき8つの目標と30のリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1. 直接死を最大限防ぐ		1	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		2	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		3	1-3 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		4	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		5	2-2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		6	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		7	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		8	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		9	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する		10	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		11	3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		12	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		13	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		14	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない		15	5-1 エネルギー供給の停止等による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		16	5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		17	5-3 食料等の安定供給の停滞
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		18	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		19	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		20	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		21	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		22	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		23	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		24	7-3 有害物質の大規模拡散・流出
		25	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	26	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	27	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	28	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	29	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	30	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

## 4. 施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態を回避するための施策の分野として、次のとおり7つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定します。

個別施策分野	① 行政機能・消防・防災教育等
	② 住宅・都市・交通・国土保全
	③ 保健医療・福祉
	④ 産業・物流・エネルギー
	⑤ 情報通信
	⑥ 環境・農林水産
	⑦ 土地利用
横断的分野	① リスクコミュニケーション ※1
	② 官民連携 ※2

※1：市民、事業者、行政担当者等の関係者の間で情報や意見をお互いに交換しようというもの。

※2：行政と民間が連携してお互いの強みを生かすことによって最適な公共サービスの提供を実現し地域の価値や市民の満足度の最大化を図るもの。

## 第4章 脆弱性の評価・取組の方向性

### 1.脆弱性の評価

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、想定されるリスクに対する脆弱性を評価し、次ページ以降でリスクシナリオごとに「脆弱性の評価結果」として示します。

### 2.取組の方向性

脆弱性の評価結果を踏まえ、想定されるリスクを回避するための対応方針や施策、取組の方向性について検討を行いました。また、各リスクシナリオに対する取組の方向性をマトリクス表としてまとめました。（「巻末資料：施策分野別のマトリクス表」参照。）マトリクス表では、縦軸にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、横軸に施策分野を示し、各リスクシナリオに対する取組の方向性の位置付けを分野別に掲載しています。

また、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの施策とその取組の方向性を次ページ以降に取りまとめました。

#### < 脆弱性の評価結果、施策・取組の方向性 表示方法 >

<b>リスクシナリオ</b> (起きてはならない最悪の事態)		リスクシナリオを記載
<b>脆弱性の評価結果</b>		
評価の視点：リスクシナリオごとに具体的な被災状況を記載 評価結果：評価の視点に基づき取り組む課題を記載		
<b>リスクへの 対応方針</b>	脆弱性の評価結果をもとに <u>対応方針と施策</u> を記載	
<b>施策</b>	各施策の <u>取組の方向性</u> を記載	

リスクシナリオ  
(起きてはならない最悪の事態)

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●地震による建物等の倒壊やそれによる道路の閉塞により救助・救急活動が遅れ、多数の死傷者の発生につながる恐れがあります。

【評価結果】

○旧耐震基準である昭和56年以前に建てられた建築物は、建て替えや耐震補強などにより耐震化は進んでいますが、未だ耐震対策が未実施なものには、耐震化に向けた取組が必要です。

○本市の公共施設の耐震化はすべて終了しておりますが、今後においても施設の維持管理を適切に行うことにより、耐震性の維持を含め施設の保全を図る必要があります。

○地震によるブロック塀等の倒壊や窓ガラス、外壁タイル、看板等の落下などにより、人的被害や道路閉塞が発生する恐れがあるため、安全対策を実施する必要があります。

○道路の閉塞や同時多発的な被害の発生などにより、公助による対応が困難になることも想定されるため、防災・減災に係る事前の取組や発災時の地域による防災活動など自助・共助の取組を推進する必要があります。

リスクへの対応方針	地震による建築物の倒壊等の被害を防ぐため、建築物の耐震化や施設の長寿命化等を促進します。
施策	-1 建築物の耐震化や施設の長寿命化等の促進

取組の方向性

① 住宅、民間施設の耐震化

補助金の交付等により住宅、民間施設の耐震化等を促進し、地震による住宅等の倒壊の被害から市民の生命、財産を保護します。

② 緊急輸送道路等の重要道路に接する建築物の耐震化

道路閉塞を起こした場合に、避難、救助・救急活動や緊急物資の輸送等に大きな支障をきたす重要道路に接する建築物について、重点的に耐震化を促進します。

③ 公共施設の耐震化、長寿命化

不特定多数が集まる施設や学校等の公共施設の各種改修工事等を適切に実施し、耐震化、長寿命化を図り、建築物の倒壊等の被害を防ぎます。

④ ブロック塀等の倒壊、落下物対策

ブロック塀倒壊等による人的被害や道路閉塞を防ぐため、ブロック塀等の倒壊、落下物対策を実施します。

リスクへの 対応方針	防災・減災に対する自助・共助の取組を推進し、災害発生時に地域で自主的に防災活動が行えるよう支援します。
施策	-2 自助・共助の取組の推進
<p><b>取組の方向性</b></p> <p><b>① 防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発</b></p> <p>防災マップ等により、住んでいる場所の災害リスクや避難場所等を周知するとともに、災害に係る事前の対策や災害発生時の行動などを周知・啓発することにより、市民の防災に関する意識や知識の向上を図ります。</p> <p><b>② 防災訓練の実施</b></p> <p>大規模災害発生時における自助、共助、公助の取組を促進するため、総合防災訓練や地域防災訓練、災害別の図上訓練、地震発災直後を想定した訓練等を実施し、防災知識、技術の向上、市民や防災関係機関等との相互連携強化を図ります。</p> <p><b>③ 自主防災組織、消防団等への支援</b></p> <p>防災研修の開催や、防災資機材購入費用の補助等により、自主防災会員、消防団員等の防災知識・技術の向上や防災資機材の整備を図り、災害発生時に地域で防災活動が行えるよう支援します。</p> <p><b>④ 要配慮者等への支援</b></p> <p>避難行動要支援者対策として平時から要支援者の情報を把握するとともに、その情報を地域等と共有し、災害時における地域での安否確認や避難支援等の対応が迅速に行われるよう仕組みづくりを行います。また、国際化協会との協力により、災害時において支援が必要な外国人市民に対し、情報提供と防災訓練等を行います。</p> <p><b>⑤ 救護活動の普及支援</b></p> <p>地震等の大規模災害によって多数の負傷者が発生した場合においても、適切に応急手当が実施できるよう、救命講習会を通じて市民の知識と技術の向上を図ります。また、適切な状況下で AED を使用できるように、救命講習会等を通じて多くの市民に AED の設置場所の把握と、使用方法の習得を図ります。</p>	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

- 本市では、住宅が密集した地域や都市基盤が不十分な地域などが存在し、大規模火災や延焼による死者の発生が懸念されます。
- 病院、大型商業施設、事務所等不特定多数の人が集まる施設で火災が発生すると、多数の死傷者の発生が懸念されます。
- 大規模火災時など災害情報に基づく適切な避難行動が行われないと、火災に巻き込まれ多数の死傷者が発生する恐れがあります。

【評価結果】

- 市街地開発事業や建築物の不燃化促進、新たな防火地域等の指定、狭隘道路の解消など住環境を改善することや幹線道路を始めとする交通施設の整備、防災上重要となるオープンスペースを確保することなどにより、災害に強い市街地を形成する必要があります。
- 火災予防に関する広報や住宅の防火対策、特定建築物や防火対象物における点検や報告、審査や検査などを通して出火予防や防火対策を行う必要があります。
- 大規模火災の発生により、救助活動などの公助による対応が困難になることが想定されるため、防災・減災に係る事前の取組や、発災時の地域による防災活動など自助・共助の取組を推進する必要があります。
- 大規模火災や延焼拡大を最小限にとどめるために、市の消防や地域の消防団などの消防力の維持強化が必要です。
- 災害時に、迅速に正確な情報を提供することは、適切な避難行動を取るために大変重要となります。本市では防災行政無線をはじめ、ホームページやP Sメール、やまとS O S支援アプリ、コミュニティFMなどによる多様な情報発信、独自観測機による気象観測や消防ファットバイク、ドローンを活用した情報収集など様々な手段を活用し、迅速かつ正確な情報収集、発信に努めています。それらの機能を維持・発展するとともに新たな情報通信手段への対応を図る必要があります。

リスクへの 対応方針	住宅が密集した地域や都市基盤が不十分な地域については、都市計画に基づく事業の実施や誘導により安全な都市空間の形成を目指します。
施策	-1 住宅の密集した地域、都市基盤が不十分な地域の解消及び防止

取組の方向性

① 災害に強い計画的な市街地の形成

土地区画整理事業や再開発事業、市街化調整区域の市街化区域編入などを通じて、市街地を計画的に形成することにより、災害に強い市街地の形成を図ります。

<b>リスクへの 対応方針</b>	大規模火災・延焼による被害を軽減するために、住環境の整備、防災空間の確保、周知を図ります。
<b>施策</b>	-2 防災性が高い住環境の形成
<b>取組の方向性</b>	
<p>① <b>地域の住環境の改善</b>        駅周辺や既成市街地の住環境を、防災面にも配慮した改善を行います。</p> <p>② <b>建築物の不燃化の促進</b>        木造住宅が密集している地域に対し、防火対策が施されていない住宅について、建物の不燃化工事や防火仕様等の建物への建て替えを促し、災害時の大規模火災を抑制することにより、災害に強い住環境の整備を図ります。</p> <p>③ <b>延焼被害の軽減</b>        防火・準防火地域の指定を推進します。</p>	
<b>施策</b>	-3 車両や歩行者の円滑な通行の確保
<b>取組の方向性</b>	
<p>① <b>幹線道路の整備推進</b>        交通の円滑化、安全性の向上、防災機能の強化及び歩行者の安全確保のため、幹線道路の整備推進を図ります。</p> <p>② <b>道路の防災機能強化</b>        道路や橋梁、交通安全施設などの維持・修繕により、安全かつ円滑な交通機能を確保するとともに、防災機能の強化を図ります。</p>	
<b>施策</b>	-4 防災空間の確保、周知
<b>取組の方向性</b>	
<p>① <b>公園や緑地・樹林地等の活用</b>        市内における公園や緑地・樹林地などを防災空間として保全・活用します。また、防災協力農地登録制度により、防災空間の確保、活用を図ります。</p> <p>② <b>オープンスペース等を活用した避難場所の周知と避難に向けた誘導等</b>        オープンスペース等を活用した避難場所を防災マップや案内板などで市民に周知し、安全かつ迅速な避難誘導を図ります。</p>	

リスクへの対応方針	火災予防に関する広報や住宅の防火対策を推進するとともに、多数の者が利用する特定建築物や防火対象物については、点検・審査などにより出火予防や防火対策を実施します。
施策	-5 火災予防・防火対策
取組の方向性	
① 火災予防に関する広報や住宅の防火対策の推進 火災予防に関する広報や住宅訪問診断等の防火に対する啓発や火災予防対策の推進を図ります。	
施策	-6 特定建築物や防火対象物における安全対策
取組の方向性	
① 行政が行う審査・検査・指導等の実施 火災防止や火災等による被害の抑制を図るため、審査・検査・指導等を実施することにより、建物の安全性の確保や向上を図ります。	

リスクへの対応方針	防災・減災に対する自助・共助の取組を推進し、災害発生時に地域で自主的に防災活動が行えるよう支援します。
施策	-7 自助・共助の取組の推進（1-1-2 一部再掲）
取組の方向性	
① 防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発（再掲） 防災マップ等により、住んでいる場所の災害リスクや避難場所等を周知するとともに、災害に係る事前の対策や災害発生時の行動などを周知・啓発することにより、市民の防災に関する意識や知識の向上を図ります。	
② 防災訓練の実施（再掲） 大規模災害発生時における自助、共助、公助の取組を促進するため、総合防災訓練や地域防災訓練、災害別の図上訓練、地震発災直後を想定した訓練等を実施し、防災知識、技術の向上、市民や防災関係機関等との相互連携強化を図ります。	
③ 自主防災組織、消防団等への支援（再掲） 防災研修の開催や、防災資機材購入費用の補助等により、自主防災会員、消防団員等の防災知識・技術の向上や防災資機材の整備を図り、災害発生時に地域で防災活動が行えるよう支援します。	
④ スタンドパイプ消火資機材による初期消火活動支援 市内にスタンドパイプ消火資機材を整備するとともに、取扱訓練や放水訓練等を行い、地域で自主的に消火活動ができるよう支援します。	

**⑤ 要配慮者等への支援（再掲）**

避難行動要支援者対策として平時から要支援者の情報を把握するとともに、その情報を地域等と共有し、災害時における地域での安否確認や避難支援等の対応が迅速に行われるよう仕組みづくりを行います。また、国際化協会との協力により、災害時において支援が必要な外国人市民に対し、情報提供と防災訓練等を行います。

**⑥ 救護活動の普及支援（再掲）**

地震等の大規模災害によって多数の負傷者が発生した場合においても、適切に応急手当が実施できるよう、救命講習会を通じて市民の知識と技術の向上を図ります。また、適切な状況下で AED を使用できるように、救命講習会等を通じて多くの市民に AED の設置場所の把握と、使用方法の習得を図ります。

<b>リスクへの対応方針</b>	<b>火災などの被害を最小限にするため、迅速かつ効果的、効率的な活動を行うために、消防力の整備強化に努めます。</b>
<b>施策</b>	<b>-8 消防力の整備強化</b>

**取組の方向性**

**① 消防力等の整備の推進**

本市の地理的条件や交通事情を考慮し消防活動において必要な消防水利、通信指令施設などの消防力等を計画的に強化・推進を図ります。

**② 消防職員の育成及び消防活動の充実**

消防職員の研修や訓練などにより消防業務に必要な専門的な知識・技術の向上を図り、消防活動の充実を図ります。

**③ 消防機関の施設等の整備**

施設・設備・資機材の整備などにより、大規模な災害又は特殊な災害の発生時に備えた消防機関の充実を図ります。

**④ 消防団員の育成及び消防活動の充実**

消防団員の研修や訓練及び公務災害時の補償などにより、災害活動に必要な知識・技術の向上や支援体制の充実を図ります。

**⑤ 消防団施設等の整備**

消防団の施設や設備・資機材の整備を行い、体制の強化を図ります。

リスクへの 対応方針	災害発生時に必要となる情報を円滑に収集・伝達できるよう、既存通信手段の維持と新たな情報通信手段への対応を図ります。
施策	-9 災害発生時に必要となる情報の収集・伝達手段の維持強化

#### 取組の方向性

##### ① 情報収集・伝達手段の維持強化

通信手段の多様化、新たな通信手段の調査研究を行うとともに、既存の市民への情報伝達ツールの整備を行います。また、ファットバイクやドローン等の情報収集ツールの整備を行い、災害時には必要に応じてファットバイク隊の派遣やドローン等を活用し、災害時に必要な情報の収集を正確かつ迅速に行います。

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

- 近年の都市化の進行や局地的大雨など気象状況の変化などにより、河川氾濫や内水氾濫が発生する恐れがあります。
- 風水害・土砂災害等への備えや気象情報、避難情報などに基づく適切な避難行動が行われないと、災害発生時に多数の死傷者が発生する恐れがあります。

【評価結果】

- 河川改修や雨水管などの排水施設の整備を進めるとともに、雨水の河川流入抑制対策など総合的な治水対策を推進する必要があります。
- 本市の土砂災害防止法に基づく警戒区域の種類は、急傾斜地の崩壊（土砂崩れ）で、土砂災害警戒区域と、その内の一部の区域内に土砂災害特別警戒区域が指定されています。県内では比較的小さい状況ではありますが、十分な警戒と、土砂災害を防止する対策が必要です。
- 保水調整や土砂の流出を防ぐため、農地、緑地や樹林地などの計画的な保全が必要となります。
- 風水害、土砂災害に備え、必要な資機材等の整備や適切な災害対策活動などを計画的に実施する必要があります。
- 災害時に、迅速に正確な情報を提供することは、適切な避難行動を取るために大変重要となります。本市では防災行政無線をはじめ、ホームページやP Sメール、やまとS O S支援アプリ、コミュニティFMなどによる多様な情報発信、独自観測機による気象観測や消防ファットバイク、ドローンを活用した情報収集など様々な手段を活用し、迅速かつ正確な情報収集、発信に努めています。それらの機能を維持するとともに新たな情報通信手段への対応を図る必要があります。
- 被害を最小限にとどめるため、防災・減災に係る事前の取組や発災時の地域による防災活動など自助・共助の取組をさらに推進する必要があります。

リスクへの 対応方針	河川氾濫・内水氾濫の防止を図るため、河川改修や排水施設の整備をすすめます。また、土砂崩れ等による被害を防ぐための安全対策を実施します。
施策	-1 河川氾濫・内水氾濫の防止対策
取組の方向性	
① 河川氾濫の防止	
河川の維持管理に関する計画を策定し、適切な維持管理を行います。また、治水安全度の向上を図るために、二級河川との整合を図りながら準用河川の改修を進めます。	
② 内水氾濫の防止	
既設管路施設等を適切に維持管理するとともに、ストックマネジメント計画等に基づき、雨水管を更新します。また、雨水による浸水被害の解消を図るために雨水管の整備を進めるとともに、雨水浸透阻害行為の許可申請等や浸水被害低減に係る情報の提供を行います。	

<b>施策</b>	<b>-2 土砂災害等防止対策</b>
<b>取組の方向性</b> <b>① 土砂災害等防止対策の実施</b> 土砂災害等のおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、急傾斜地等の安全対策などを推進します。	

<b>リスクへの対応方針</b>	<b>保水機能など多面的な環境保全機能を維持するために、緑地や農地等の保全を図ります。</b>
------------------	---

<b>施策</b>	<b>-3 緑地や樹林地の保全</b>
-----------	---------------------

<b>取組の方向性</b> <b>① 地域における緑の保全</b> 地域に残された貴重な緑地や樹木などの保全により、保水機能など多面的な環境保全機能の確保を図ります。	
---	--

<b>施策</b>	<b>-4 農地の保全、農業の育成</b>
-----------	-----------------------

<b>取組の方向性</b> <b>① 農地の保全</b> 都市農地の計画的な保全や市民農園等の整備を通じて、保水機能など多面的な環境保全機能を維持します。  <b>② 農業経営の支援</b> 地産地消を推進するなど、市内で展開されている農業経営の支援を行って農地を保全し、保水機能など多面的な環境保全機能を維持します。  <b>③ 農業の管理運営</b> 都市農業として持続的な存続を図るために、維持管理や組織化を推進します。	
---	--

<b>リスクへの対応方針</b>	<b>災害に関する公助の取組を計画的に行います。また、災害発生時に必要となる情報を円滑に収集・伝達できるよう、既存通信手段の維持管理と新たな情報通信手段への対応を図ります。</b>
------------------	--

<b>施策</b>	<b>-5 災害に備えるための体制づくり</b>
-----------	--------------------------

<b>取組の方向性</b> <b>① 地域防災計画に基づいた災害対策活動の実施</b> 災害に対処するための計画策定や災害対策活動に必要な資機材等の充実を図るなどの備えを進め、災害発生時は災害対策本部等を設置し、発生した事案等に対し、迅速かつ適切な対策を実施します。	
---	--

<b>施策</b>	<b>-6 災害発生時に必要となる情報の収集・伝達手段の維持強化（1-2-9 再掲）</b>
<b>取組の方向性</b>	
<p><b>① 情報収集・伝達手段の維持強化（再掲）</b></p> <p>通信手段の多様化、新たな通信手段の調査研究を行うとともに、既存の市民への情報伝達ツールの整備を行います。また、ファットバイクやドローン等の情報収集ツールの整備を行い、災害時には必要に応じてファットバイク隊の派遣やドローン等を活用し、災害時に必要な情報の収集を正確かつ迅速に行います。</p>	

<b>リスクへの対応方針</b>	<b>防災・減災に対する自助・共助の取組を推進し、災害発生時に地域で自主的に防災活動が行えるよう支援します。</b>
<b>施策</b>	<b>-7 自助・共助の取組の推進（1-1-2 再掲）</b>
<b>取組の方向性</b>	
<p><b>① 防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発（再掲）</b></p> <p>防災マップ等により、住んでいる場所の災害リスクや避難場所等を周知するとともに、災害に係る事前の対策や災害発生時の行動などを周知・啓発することにより、市民の防災に関する意識や知識の向上を図ります。</p>	
<p><b>② 防災訓練の実施（再掲）</b></p> <p>大規模災害発生時における自助、共助、公助の取組を促進するため、総合防災訓練や地域防災訓練、災害別の図上訓練、地震発災直後を想定した訓練等を実施し、防災知識、技術の向上、市民や防災関係機関等との相互連携強化を図ります。</p>	
<p><b>③ 自主防災組織、消防団等への支援（再掲）</b></p> <p>防災研修の開催や、防災資機材購入費用の補助等により、自主防災会員、消防団員等の防災知識・技術の向上や防災資機材の整備を図り、災害発生時に地域で防災活動が行えるよう支援します。</p>	
<p><b>④ 要配慮者等への支援（再掲）</b></p> <p>避難行動要支援者対策として平時から要支援者の情報を把握するとともに、その情報を地域等と共有し、災害時における地域での安否確認や避難支援等の対応が迅速に行われるよう仕組みづくりを行います。また、国際化協会との協力により、災害時において支援が必要な外国人市民に対し、情報提供と防災訓練等を行います。</p>	
<p><b>⑤ 救護活動の普及支援（再掲）</b></p> <p>地震等の大規模災害によって多数の負傷者が発生した場合においても、適切に応急手当が実施できるよう、救命講習会を通じて市民の知識と技術の向上を図ります。また、適切な状況下で AED を使用できるように、救命講習会等を通じて多くの市民に AED の設置場所の把握と、使用方法の習得を図ります。</p>	

リスクシナリオ  
(起きてはならない最悪の事態)

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●道路や水道管、電線等のライフラインの損壊や断絶等により、食料・飲料水・生活必需品等の物資や、電気、ガス、燃料等のエネルギー供給が停止する恐れがあります。

【評価結果】

○市、家庭、事業者など被災時に必要となる食料、飲料水、生活必需品、燃料等の備蓄や災害時でも使用可能なエネルギーが利用できる環境整備など、事前の備えが必要です。

○大規模災害の発生により本市だけでは、対応できない状況も想定されるため、県内だけではなく他県の自治体や民間事業者との災害協定など、連携を強化する必要があります。

リスクへの  
対応方針

物資・エネルギー供給の停止に備え、備蓄等の確保を図るとともに、多様で持続可能なエネルギーの活用を推進します。

施策

-1 物資・備蓄等の確保

取組の方向性

① 食料、飲料水、生活必需品等の確保

食料、飲料水、生活必需品等を備蓄するとともに、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄を促進するための啓発活動を行います。

施策

-2 多様なエネルギーの活用

取組の方向性

① 災害時でも活用できる再生可能エネルギーの活用

多様なエネルギー供給体制の構築のため、太陽光等の再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

② 自立分散型エネルギーの導入促進

災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給を可能にすべく、自立分散型エネルギーの導入について検討します。

リスクへの 対応方針	災害時における他自治体、事業者との連携強化を図ります。
施策	-3 広域応援体制等の強化
<b>取組の方向性</b> <b>① 応援に係る協定の締結</b> 他自治体との相互応援協定や民間事業者との災害協定の締結を進め、災害時の物資等の確保を図ります。	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●消防の被災や同時多発的に被害が発生し、救急・救助活動が不足することが想定されます。

【評価結果】

○災害による被害を最小限にとどめるために、市の消防や地域の消防団などの消防力を維持強化する必要があります。

○広域的な応援などにより、消防体制を確保する必要があります。

リスクへの 対応方針	救助・救急活動を担う消防力の整備強化を図ります。
施策	-1 消防力の整備強化（1-2-8 再掲）
<p><b>取組の方向性</b></p> <p>① <b>消防力等の整備の推進（再掲）</b> 本市の地理的条件や交通事情を考慮し消防活動において必要な消防水利、通信指令施設などの消防力を計画的に強化・推進を図ります。</p> <p>② <b>消防職員の育成及び消防活動の充実（再掲）</b> 消防職員の研修や訓練などにより消防業務に必要な専門的な知識・技術の向上を図り、消防活動の充実を図ります。</p> <p>③ <b>消防機関の施設等の整備（再掲）</b> 施設・設備・資機材の整備などにより、大規模な災害又は特殊な災害の発生時に備えた消防機関の充実を図ります。</p> <p>④ <b>消防団員の育成及び消防活動の充実（再掲）</b> 消防団員の研修や訓練及び公務災害時の補償などにより、災害活動に必要な知識・技術の向上や支援体制の充実を図ります。</p> <p>⑤ <b>消防団施設等の整備（再掲）</b> 消防団の施設や設備・資機材の整備を行い、体制の強化を図ります。</p>	

リスクへの 対応方針	広域的な応援・連携により、十分な体制の確保を図ります。
施策	-2 消防応援体制の確保
<b>取組の方向性</b> <b>① 広域応援体制の確保</b> 市消防力を超える大規模な災害などが発生した場合に備え、平時より他自治体との消防相互応援協定の締結や情報交換等による連携強化を図り、県内及び他地域との広域的な応援体制を確保します。	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●交通網の途絶により、多数の帰宅困難者が発生する恐れがあります。

【評価結果】

○本市は8つの駅があり、その内、大和駅と中央林間駅は1日の乗降者数が20万人を超えるターミナル駅となっています。災害の発生により、交通網が途絶した場合、多数の帰宅困難者の発生が予想されるため、関係機関と連携した帰宅困難者対策を推進する必要があります。

○帰宅困難者の発生は時間帯により大きく異なります。想定を超える帰宅困難者の発生に備え、民間施設の活用など、一時滞在施設の確保を図る必要があります。

リスクへの 対応方針	鉄道事業者、警察、事業者などの関係機関と連携し、帰宅困難者対策を実施します。また、一時滞在施設として民間施設を活用するなどの検討を行います。
施策	-1 帰宅困難者対策の実施

取組の方向性

① 関係機関との連携による帰宅困難者対策の実施

鉄道事業者、警察、駅周辺事業者等を構成員とする大和市帰宅困難者等対策協議会等の関係機関と連携し、帰宅困難者が発生した場合の各種情報提供等の対応・支援について、検討・協議・訓練を行います。また、災害発生時は関係機関と連携して、「災害時にむやみに移動を開始しない」という基本原則に基づき帰宅困難者発生の抑制を図ります。

② 一時滞在施設の確保

帰宅困難者が発生した場合に、一時的な滞在が可能な施設を確保するため、事業者と協定を締結するなど、一時滞在施設の確保を図ります。

③ 食料、飲料水等の確保

帰宅困難者支援のため、食料、飲料水等を備蓄します。

リスクシナリオ  
(起きてはならない最悪の事態)

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●大規模災害により多数の負傷者が発生し、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災や支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶が発生する恐れがあります。

【評価結果】

- 市立病院が災害拠点病院の役割を果たせるよう災害時医療の機能充実を図る必要があります。
- 災害発生直後から負傷者に適切な医療が提供できるよう災害時医療救護体制を整備する必要があります。
- 緊急輸送道路の確保や道路啓開の実施などにより、災害時の支援や物資輸送ルートを確保する必要があります。
- 医療活動に必要な燃料等を確保し、必要な医療機関等に供給する必要があります。

リスクへの対応方針	災害拠点病院としての市立病院の医療機能充実を図ります。
施策	-1 災害拠点病院としての市立病院の医療機能充実
<b>取組の方向性</b> <b>① 市立病院の医療機能充実と災害医療体制の整備</b> 地域の基幹病院及び災害拠点病院として設備や資機材の整備等により医療機能の充実を図るとともに、県と協調し必要な医療サービスを提供します。また、災害時には県からの要請により、市内やその他地域に応急救護活動のための災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣できるよう、平時から体制の整備を図ります。	

リスクへの対応方針	災害が発生した場合でも、市民に適切な医療を提供できる体制を整えます。
施策	-2 災害時医療救護体制の構築
<b>取組の方向性</b> <b>① 初期医療体制の整備</b> 県の保健医療救護計画及び医師会等との医療救護活動に関する協定に基づき、医療救護所の設置、医療救護班の編成、出動等の医療救護体制の整備を進めます。	
<b>② 救急救命対応力の充実・強化</b> 災害時に使用する医療衛生材料の確保、備蓄をするとともに、救命措置の向上や搬送の迅速化などにより、救急救命対応力の充実・強化を図ります。また、市職員及び市民は消防本部等が開催する救命	

講習に積極的に参加し、応急手当に関する知識・技術の習得に努めます。

### ③ 後方医療体制等の整備

災害時に同時に多数の人命救助・救護を可能とするため、平時から県及び近隣の医療機関との連絡体制を強化します。

### ④ 医薬品等の確保

災害時における医薬品及び医療資器材等の備蓄を進めるとともに、関係機関から円滑に確保できるように、調達体制を整えます。

リスクへの 対応方針	支援ルートとなる道路の確保を図ります。
施策	-3 緊急輸送道路の確保

#### 取組の方向性

##### ① 緊急輸送道路の確保

道路啓開の優先度の高い路線等を緊急輸送道路として確保します。

##### ② 道路啓開・交通規制体制の整備

県や警察等の関係機関と連携し、交通に支障が発生した場合には道路啓開・交通規制を行えるよう体制の整備を行います。

リスクへの 対応方針	災害時の医療活動を実施する上で必要なエネルギーの確保に努めます。
施策	-4 燃料の確保

#### 取組の方向性

##### ① 燃料の備蓄

医療行為や救急搬送を行う上で必要なエネルギーを備蓄します。

##### ② 応援に係る協定の締結(再掲)

他自治体との相互応援協定や民間事業者との災害協定の締結を進め、災害時の物資等の確保を図ります。

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●被災により衛生環境が悪化し、疫病・感染症が蔓延する恐れがあります。

【評価結果】

- 疫病等の発生や蔓延を防止するために、平時より公衆衛生の向上や増進に努めるとともに、災害時には、医師会や県保健福祉事務所など関係機関と連携した保健・衛生活動が行えるよう体制を整える必要があります。
- 市立病院が災害拠点病院の役割を果たせるよう災害時医療の機能充実を図る必要があります。
- 衛生環境を確保するために火葬は重要です。大和斎場は県央4市で組織されているため、本市だけではなく他市の被災状況によっても稼働率が異なります。処理能力を超えた場合に備え、広域的な火葬体制の整備をする必要があります。
- 感染症等が発生した場合に備え、感染症対策を踏まえた避難所等の運営体制を構築するとともに感染症等の蔓延を防止するための衛生用品等の整備をする必要があります。

リスクへの対応方針	日頃から保健・衛生にかかわる体制を整え、災害時における疫病・感染症等の拡大防止を図ります。
施策	-1 保健・衛生に係る体制の整備
<b>取組の方向性</b> <b>① 防疫活動、保健活動体制の整備</b> 感染症に関する正しい知識の普及や情報提供に努めることにより、感染症の発生や蔓延を防止するとともに、平時より医師会、保健福祉事務所等の関係機関と連携して保健・衛生活動に係る体制を整備します。	

リスクへの対応方針	市立病院の医療機能充実を図り、感染症等の蔓延時においても適切な対処が行えるよう医療体制の整備を図ります。
施策	-2 市立病院の医療体制の整備
<b>取組の方向性</b> <b>① 災害医療体制の整備</b> 防護服等の感染症に係る備品・資機材等の整備や感染症を想定した訓練等を実施することにより、感染症に係る医療体制の整備を図ります。	

リスクへの 対応方針	関係機関と連携し、広域的な火葬体制の整備を行います。
施策	-3 関係機関との広域的な火葬体制の整備
<b>取組の方向性</b> <b>① 広域火葬体制の整備</b> 広域的な火葬が必要となった際に、県が定める広域火葬計画に基づき円滑な対応ができるよう、広域大和斎場組合との連携強化を図り、広域火葬体制の整備を行います。	

リスクへの 対応方針	感染症対策等を踏まえた、避難所運営体制の見直しを図ります。
施策	-4 避難所等における感染症対策の整備
<b>取組の方向性</b> <b>① 大和市避難生活施設運営マニュアルの見直し</b> 避難生活施設運営委員会において、感染症対策等を踏まえ必要に応じ大和市避難生活施設運営マニュアルの見直しを行い、避難所の生活環境の向上に努めます。	
<b>② 避難所における備蓄品の整備</b> 感染症対策を踏まえた消毒液、マスク、使い捨て手袋、パーテーション等々の衛生用品の備蓄を進めます。	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●多数の避難者の発生で避難所等の衛生環境が整わず、健康状態が悪化したり、死者が発生したりする恐れがあります。

【評価結果】

○避難所等において、関係機関と連携し迅速な保健・衛生活動が行えるよう体制を整える必要があります。

○感染症対策や要配慮者への対応など、避難所等の運営体制の在り方について常に検討する必要があります。

○避難所等における備蓄について、感染症等に配慮した衛生用品の確保や要配慮者のニーズに応じた備蓄品、避難生活環境の向上を図るために必要な物品等の検討や整備を行っていく必要があります。

リスクへの対応方針	平時より保健・衛生にかかわる体制を整えます。
施策	-1 保健・衛生に係る体制の整備
取組の方向性	
① 保健・衛生体制の整備	
平時より医師会、保健福祉事務所等の関係機関と連携して保健・衛生活動に係る体制を整備します。	

リスクへの対応方針	避難所における衛生面、プライバシー等に配慮した生活環境の改善を図ります。
施策	-2 避難所におけるより良い生活環境の整備
取組の方向性	
① 大和市避難生活施設運営マニュアルの見直し	
衛生面、避難者のプライバシー確保、女性や要配慮者への配慮など、多様な視点を踏まえた避難所等の運営を検討するとともに、マニュアルの見直しを行い、避難所等における生活環境の向上に努めます。	
② 避難所等における衛生用品、資機材等の整備	
避難所等における生活環境の向上を目的に、消毒液、マスク、使い捨て手袋、携帯トイレ、パーティション等衛生面やプライバシー、要配慮者に配慮した備品や資機材等の備蓄・整備に努めます。	

リスクシナリオ  
(起きてはならない最悪の事態)

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●被災により警察機能が大幅に低下すると治安の悪化が懸念されます。

【評価結果】

○平時から地域における防犯力の維持強化をする必要があります。

リスクへの  
対応方針

災害発生時における治安を維持するために、平時から地域における防犯力の強化を図ります。

施策

-1 地域防犯活動の推進

取組の方向性

① 地域における防犯活動の促進

積極的な情報発信と各団体への支援等を図り、平時からまちぐるみの防犯活動を活発にし、防犯力の強化を図ります。

② 防犯に優れた環境づくり

防犯灯や防犯カメラの設置、パトロール等を実施することで、犯罪の発生抑止を図ります。また、空家等の適正管理を促進することにより管理不全を抑制し、空家等に係る防犯・防災上のリスクの回避に努めます。

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●市庁舎や消防署等の施設が被災したり、職員自身が被災し参集が困難になったりすると、災害への対応が遅れる恐れがあります。

【評価結果】

○本市の公共施設の耐震化はすべて終了しておりますが、今後においても施設の維持管理を適切に行うことにより、耐震性の維持を含め施設の保全を図る必要があります。

○市の災害対応の体制を整えるとともに相互応援協定などによる支援の確保が必要です。

リスクへの対応方針	災害対策を円滑に推進するため、災害対策の拠点となる建築物の耐震化や施設等の長寿命化を促進します。
施策	-1 建築物の耐震化や施設の長寿命化等の促進（1-1-1 一部再掲）
取組の方向性	
① 公共施設の耐震化、長寿命化（再掲） 不特定多数が集まる施設や学校等の公共施設の各種改修工事等を適切に実施し、耐震化、長寿命化を図り、建築物の倒壊等の被害を防ぎます。	

リスクへの対応方針	市の災害対策の体制を整えるとともに、他の地方公共団体等と相互応援協定を締結するなど体制の強化を図ります。
施策	-2 市の災害対策に関わる体制の整備
取組の方向性	
① 市災害対策本部を中心とする災害時の体制の整備 職員参集メールの整備や職員参集訓練等を実施し、職員の意識啓発を図ります。また、大和市業務継続計画に基づき、実効性のある業務継続体制を確立するとともに、定期的な教育・訓練などを実施します。	
施策	-3 広域応援等の強化
取組の方向性	
① 広域応援の受入体制の強化 災害時の応援に関する協定に基づく相互応援体制の整備や他機関からの応援を受け入れるための受援計画を策定するなど、体制の強化を図ります。	

リスクシナリオ  
(起きてはならない最悪の事態)

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

- 通信インフラの麻痺や機能が停止すると、災害対応に必要な情報が伝達できなくなる恐れがあります。

【評価結果】

- 大規模災害発生時において、市民への迅速かつ正確な情報提供、災害時応急活動における指揮命令の伝達、関係機関との連携等に必要な情報通信機器を活用した通信体制を確保する必要があります。

リスクへの 対応方針	災害に関する情報の収集及び伝達、並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施するため、現有通信設備を最大限に活用するとともにその機能の確保や新たな通信手段の整備など、通信体制の強化を図ります。
施策	-1 通信体制の強化

取組の方向性

① 現有通信施設の活用と、新たな通信手段の整備による通信体制の強化

有線通信、インターネット、無線通信をはじめ、防災行政無線及び防災情報システム、衛星携帯電話、MCA無線等の現有通信施設の活用を図るとともに、必要に応じて新たな通信手段の整備を行い、通信体制の強化を図ります。

② 特設公衆電話の設置

被災者が家族等の安否確認を行うことができるよう、避難所となる施設等に特設公衆電話の設置を進めます。

③ 無電柱化の推進

電線類の地中化により、通信網等の途絶リスクを軽減させます。

リスクシナリオ  
(起きてはならない最悪の事態)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

**脆弱性の評価結果**

【評価の視点】

●テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が入手しにくくなる事態が発生する恐れがあります。

【評価結果】

- 本市では、防災行政無線を始め、ホームページやPSメール、やまとSOS支援アプリ、コミュニティFMによる放送など様々な情報発信を行っており、これらの通信機器等の維持管理に加え、新たな情報通信手段の活用について検討を行うとともに、市民に情報入手の手段や方法について周知を図る必要があります。
- コミュニティFMや有線テレビ、報道機関への情報提供など関係機関と連携した情報発信が必要です。

リスクへの対応方針	市民への情報伝達手段の多様化を図り、迅速かつ正確に情報提供を行います。
施策	-1 市民への情報伝達手段の多様化
取組の方向性	
① 通信手段の多様化	
<p>防災行政無線、防災ラジオ、配信メール、防災アプリ、広報車など、様々な手段を利用して必要な情報を確実に伝達できるよう、情報伝達手段の多様化、整備をするとともに、情報入手の手段の周知に努めます。また、災害時に避難所となる施設やその他公共施設等に無線LAN（Wi-Fi）を整備します。</p>	

リスクへの対応方針	防災関係機関等と連携を強化し、多様な伝達手段により市民に正確かつ迅速に情報を伝達する災害広報を展開します。
施策	-2 関係機関と連携した災害広報の展開
取組の方向性	
① 災害広報の展開	
<p>様々な手段を利用して必要な情報を確実に伝達できるよう、コミュニティFM、有線テレビ、インターネット事業者など、関係機関との連携を強化します。また、報道機関に対し、被害状況及び応急対策状況等を定期的又は必要に応じて発表できる体制を整えます。</p>	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●災害情報や避難情報が伝達できないことにより、避難行動や救助、支援が遅れる恐れがあります。

【評価結果】

- 大規模災害発生時において、市民への迅速かつ正確な情報提供、災害時応急活動における指揮命令の伝達、関係機関との連携等に必要な多様な情報通信機器を活用した通信体制を確保する必要があります。
- 本市では防災行政無線を始め、ホームページやP Sメール、やまとS O S支援アプリ、コミュニティFMによる放送など様々な情報発信を行っており、それら通信機器等の維持管理に加え新たな情報通信手段の活用について検討を行うとともに市民に情報入手の手段や方法について周知を図る必要があります。
- コミュニティFMや有線テレビ、報道機関への情報提供など関係機関と連携した情報発信が必要です。
- 大規模災害時に自らの判断により避難行動や救助、支援が行えるよう自助・共助の取組を推進する必要があります。

リスクへの 対応方針	災害に関する情報の収集及び伝達、並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施するため、現有通信設備を最大限に活用するとともに、その機能の確保と整備を推進するなど、通信体制の強化を図ります。また、必要に応じ現地からの情報収集を実施できるよう、ドローン等の活用を図ります。
施策	-1 通信体制の強化（4-1-1 再掲）
取組の方向性	
① 現有通信施設の活用と、新たな通信手段の整備による通信体制の強化（再掲） 有線通信、インターネット、無線通信をはじめ、防災行政無線及び防災情報システム、衛星携帯電話、M C A無線等の現有通信施設の活用を図るとともに、必要に応じて新たな通信手段の整備を行い、通信体制の強化を図ります。	
② 特設公衆電話の設置（再掲） 被災者が家族等の安否確認を行うことができるよう、避難所となる施設等に特設公衆電話の設置を進めます。	
③ 無電柱化の推進（再掲） 電線類の地中化により、通信網等の途絶リスクを軽減させます。	

<b>施策</b>	<b>-2 現地からの情報収集体制の整備</b>
<b>取組の方向性</b>	
<b>① ファットバイクやドローン等の維持整備</b> 災害時は必要に応じてファットバイク隊の派遣やドローン等を活用し、災害時に必要な情報の収集を正確かつ迅速に行えるよう、平時よりファットバイクやドローン等の維持整備を行います。	

<b>リスクへの対応方針</b>	<b>市民への情報伝達手段の多様化を図り、迅速かつ正確に情報提供を行います。</b>
<b>施策</b>	<b>-3 市民への情報伝達手段の多様化（4-2-1 再掲）</b>
<b>取組の方向性</b>	
<b>① 通信手段の多様化（再掲）</b> 防災行政無線、防災ラジオ、配信メール、防災アプリ、広報車など、様々な手段を利用して必要な情報を確実に伝達できるよう、情報伝達手段の多様化、整備をするとともに、情報入手の手段の周知に努めます。また、災害時に避難所となる施設やその他公共施設等に無線 LAN（Wi-Fi）を整備します。	

<b>リスクへの対応方針</b>	<b>防災関係機関等と連携を強化し、多様な伝達手段により市民に正確かつ迅速に情報を伝達する災害広報を展開します。</b>
<b>施策</b>	<b>-4 関係機関と連携した災害広報の展開（4-2-2 再掲）</b>
<b>取組の方向性</b>	
<b>① 災害広報の展開（再掲）</b> 様々な手段を利用して必要な情報を確実に伝達できるよう、コミュニティ FM、有線テレビ、インターネット事業者など、関係機関との連携を強化します。また、報道機関に対し、被害状況及び応急対策状況等を定期的又は必要に応じて発表できる体制を整えます。	

<b>リスクへの対応方針</b>	<b>防災・減災に対する自助・共助の取組を推進し、災害発生時に地域で自主的に防災活動が行えるよう支援します。</b>
<b>施策</b>	<b>-5 自助・共助の取組の推進（1-1-2 再掲）</b>
<b>取組の方向性</b>	
<b>① 防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発（再掲）</b> 防災マップ等により、住んでいる場所の災害リスクや避難場所等を周知するとともに、災害に係る事前の対策や災害発生時の行動などを周知・啓発することにより、市民の防災に関する意識や知識の向上を図ります。	
<b>② 防災訓練の実施（再掲）</b> 大規模災害発生時における自助、共助、公助の取組を促進するため、総合防災訓練や地域防災訓練、	

災害別の図上訓練、地震発災直後を想定した訓練等を実施し、防災知識、技術の向上、市民や防災関係機関等との相互連携強化を図ります。

### ③ 自主防災組織、消防団等への支援（再掲）

防災研修の開催や、防災資機材購入費用の補助等により、自主防災会員、消防団員等の防災知識・技術の向上や防災資機材の整備を図り、災害発生時に地域で防災活動が行えるよう支援します。

### ④ 要配慮者等への支援（再掲）

避難行動要支援者対策として平時から要支援者の情報を把握するとともに、その情報を地域等と共有し、災害時における地域での安否確認や避難支援等の対応が迅速に行われるよう仕組みづくりを行います。また、国際化協会との協力により、災害時において支援が必要な外国人市民に対し、情報提供と防災訓練等を行います。

### ⑤ 救護活動の普及支援（再掲）

地震等の大規模災害によって多数の負傷者が発生した場合においても、適切に応急手当が実施できるよう、救命講習会を通じて市民の知識と技術の向上を図ります。また、適切な状況下で AED を使用できるように、救命講習会等を通じて多くの市民に AED の設置場所の把握と、使用方法の習得を図ります。

リスクシナリオ  
(起きてはならない最悪の事態)

5-1 エネルギー供給の停止等による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●大規模災害時におけるエネルギー供給の停止や輸送力の低下は、市内の企業活動の不能や遅延を招き、産業生産力の低下、都市機能回復の妨げとなる恐れがあります。

【評価結果】

○市内の企業活動の操業不能や遅延をできるだけ防ぎ、早期に復旧を図るため、事業者における予防対策への取組を支援する必要があります。

○市内の産業活動の低下をできるだけ防ぐために、被災事業者へ産業活動を維持するための支援を行う必要があります。

リスクへの対応方針	災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とするよう企業における予防対策を促進します。
-----------	--

施策	-1 企業における予防対策の促進
----	------------------

取組の方向性

① 事業者におけるBCP策定の促進

事業者の事業活動に対する被害の最小化と継続を図り、早期に復旧するため、事業者におけるBCP策定を促進します。また、事業者のBCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援を図ります。

リスクへの対応方針	地域経済の復興支援として、災害時における被災事業者の企業活動等を維持するための支援を行います。
-----------	---

施策	-2 企業活動等を維持するための支援の実施
----	-----------------------

取組の方向性

① 企業活動維持のための支援

再建費用助成、相談・指導体制の整備、事業の場の確保、税の減免や延長など産業活動を維持するための支援を実施します。

② 農業者に対する支援

農業施設の再建費用助成などによる災害復旧事業等の実施を行うことで、農業者に対する支援を行います。また、風評被害等が発生またはその恐れがある場合には、迅速かつ正確な情報提供を行います。

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●幹線道路や鉄道等の陸上交通ネットワークの機能が停止し、物流・人流への甚大な影響を及ぼす恐れがあります。

【評価結果】

○物流・人流への影響を最小限にとどめるために、幹線道路や道路施設の整備・修繕により防災性の高い通行機能の確保を図る必要があります。

○鉄道・バスなどの公共交通機関が、早期に運行を再開するための対策に協力する必要があります。

○緊急輸送道路の確保や道路啓開の実施などにより、災害時の輸送経路を確保する必要があります。

リスクへの 対応方針	物流・人流への影響を最小限にとどめるため、災害に強い幹線道路網の整備や公共交通機関等の事業者との連携強化を図ります。
施策	-1 車両や歩行者の円滑な通行の確保 (1-2-3 再掲)
取組の方向性	
① 幹線道路の整備推進 (再掲)	
交通の円滑化、安全性の向上、防災機能の強化及び歩行者の安全確保のため、幹線道路の整備推進を図ります。	
② 道路の防災機能強化 (再掲)	
道路や橋梁、交通安全施設などの維持・修繕により、安全かつ円滑な交通機能を確保するとともに、防災機能の強化を図ります。	
施策	-2 公共交通機関等の事業者との連携強化
取組の方向性	
① 鉄道やバスなどの公共交通機関の運行確保	
陸上交通ネットワークの機能維持を図るため、平時より公共交通機関等の事業者と連携強化を図ります。	

リスクへの 対応方針	関係機関と連携して緊急輸送道路の確保を図ります。
施策	-3 緊急輸送道路の確保（2-4-3 再掲）
<b>取組の方向性</b> <b>① 緊急輸送道路の確保（再掲）</b> 道路啓開の優先度の高い路線等を緊急輸送道路として確保します。  <b>② 道路啓開・交通規制体制の整備（再掲）</b> 県や警察等の関係機関と連携し、交通に支障が発生した場合には道路啓開・交通規制を行えるよう体制の整備を行います。	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●食品産業事業者の被災などにより、食料等の安定供給が停滞する恐れがあります。

【評価結果】

○食料等の安定供給が停滞した場合に備え、市、家庭、事業者など被災後に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を促進する必要があります。

○本市だけでは、対応できない状況に備え、他の自治体や民間事業者等との災害協定など、連携を強化する必要があります。

○プッシュ型の物資支援に対応するため、物資集積センターの効率的な運営体制を確立する必要があります。

リスクへの対応方針	市、家庭、事業所等各所において備蓄を図ります。
施策	-1 物資・備蓄等の確保（2-1-1 再掲）
取組の方向性	
① 食料、飲料水、生活必需品等の確保（再掲） 食料、飲料水、生活必需品等を備蓄するとともに、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄を促進するための啓発活動を行います。	

リスクへの対応方針	災害時における他自治体、事業者との連携強化を図ります。
施策	-2 広域応援体制等の強化（2-1-3 再掲）
取組の方向性	
① 応援に係る協定の締結（再掲） 他自治体との相互応援協定や民間事業者との災害協定の締結を進め、災害時の物資等の確保を図ります。	

リスクへの 対応方針	災害時における物資の受入れ・供給体制を確立します。
施策	-3 物資受入れ・供給体制の確立
<b>取組の方向性</b> <b>① 物資受入れ・供給体制の確立</b> プッシュ型の物資支援に対応するため、物資集積センターの効率的な運営体制を確立します。	

リスクシナリオ  
(起きてはならない最悪の事態)

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●大規模災害により電力・ガスなどが停止すると、市民生活や企業活動等にも多大な影響を及ぼします。

【評価結果】

○電力・ガスなどが停止した際には、事業者が行う二次災害発生の防止や、応急復旧に協力する必要があります。

○電力・ガスに代わり、災害時に必要なエネルギーを確保する方法を検討しておく必要があります。

○市内の企業活動が操業不能や遅延することをできるだけ防ぎ、早期に復旧を図るため、事業者における予防対策や復旧対策が講じられるよう、防災への取組を支援する必要があります。

リスクへの対応方針	非常時の電力、ガス、燃料の早期供給に向け、事業者との連携強化を図ります。
施策	-1 電力・ガス等の供給確保
<p>取組の方向性</p> <p>① 関係事業者との連携強化</p> <p>災害により電力、ガス、燃料が停止した場合は、二次災害発生の防止対策や、復旧・供給再開に協力できるよう、関係事業者との連携強化に努めます。</p>	

リスクへの対応方針	災害時に必要なエネルギーを供給するために、多様で持続可能なエネルギーの活用を推進します。
施策	-2 多様なエネルギーの活用（2-1-2 再掲）
取組の方向性	
① 災害時でも活用できる再生可能エネルギーの活用（再掲） 多様なエネルギー供給体制の構築のため、太陽光等の再生可能エネルギーの利用促進を図ります。	
② 自立分散型エネルギーの導入促進（再掲） 災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給を可能にすべく、自立分散型エネルギーの導入について検討します。	

リスクへの対応方針	避難所等へ電力を安定的に供給するため、非常用発電機の設置・維持管理を適切に実施します。
施策	-3 電力の確保
取組の方向性	
① 非常用発電機の設置・維持管理 災害時に安定的な電力供給を確保するため、非常用発電機を必要に応じて新たに設置するとともに、避難所や庁舎等に既に設置している非常用発電機については、適切に維持管理を実施します。	

リスクへの対応方針	災害時に必要な燃料を確保するため、他自治体や事業者との協定締結を進めます。
施策	-4 燃料の確保
取組の方向性	
① 応援に係る協定の締結（再掲） 他自治体との相互応援協定や民間事業者との災害協定の締結を進め、災害時の物資等の確保を図ります。	

リスクへの対応方針	災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とするよう企業における予防対策を促進します。
施策	-5 企業における予防対策の促進（5-1-1 再掲）
取組の方向性	
① 事業者における BCP 策定の促進（再掲） 事業者の事業活動に対する被害の最小化と継続を図り、早期に復旧するため、事業者における BCP 策定を促進します。また、事業者の BCP の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援を図ります。	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●上水道が長期間停止すると、市民生活をはじめ、災害応急活動や企業活動等にも多大な影響を及ぼす恐れがあります。

【評価結果】

○市、家庭、事業者が被災後に必要な飲料水等の備蓄を促進する必要があります。

○本市では飲料水の備蓄の他、貯水槽や受水槽、スタンドパイプを利用した応急給水資機材の整備など事前の準備を行っておりますが、これらの適切な維持管理を行うとともに、神奈川県企業庁大和水道営業所や大和市管工事協同組合など、関係機関との連携を図りながら応急給水体制の整備を引き続き行う必要があります。

リスクへの対応方針	飲料水の備蓄、応援協力体制の強化、応急給水体制の強化等を行い、災害時における飲料水や生活用水の確保に努めます。
施策	-1 災害時における飲料水や生活用水の確保

取組の方向性

① 食料、飲料水、生活必需品等の確保(再掲)

食料、飲料水、生活必需品等を備蓄するとともに、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄を促進するための啓発活動を行います。

② 応援に係る協定の締結(再掲)

他自治体との相互応援協定や民間事業者との災害協定の締結を進め、災害時の物資等の確保を図ります。

③ 給水機能の確保

学校、水道事業者、地域等と連携し、プール受水槽や飲料水兼用貯水槽、災害時用井戸、スタンドパイプ応急給水用資機材等を常時使用可能な状態に維持管理することで、災害時の給水機能を確保します。

④ 応急給水体制の強化

平時から、神奈川県企業庁大和水道営業所や大和市管工事協同組合等と応急給水に係る訓練などを行うことにより、応急給水体制の強化を図ります。

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●汚水処理施設等が長期間停止すると、市民生活をはじめ、災害応急活動や企業活動等にも多大な影響を及ぼす恐れがあります。

【評価結果】

○汚水処理施設等が長期間停止した場合の影響を最小限にとどめるために、総合地震対策計画等に基づいた下水道の整備を図る必要があります。

○単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換など、汚水処理機能を強化する必要があります。

リスクへの対応方針	下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進など、災害時における汚水処理機能の維持強化を図ります。
施策	-1 災害時における汚水処理機能の整備
<p><b>取組の方向性</b></p> <p>① 下水道の整備</p> <p>汚水管や処理場の被災による機能停止を最小限にとどめるため、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画に基づく整備を進めます。</p> <p>② 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>市街化調整区域内に現存する汲み取り式便槽や単独処理浄化槽について、老朽化により災害時に破損するリスクが高いことから、災害に強い合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。</p>	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

● 幹線道路や陸上交通ネットワークの機能が停止し、輸送力の低下を招く恐れがあります。

【評価結果】

○ 幹線道路や道路施設の整備・修繕により防災性の高い通行機能の確保を図る必要があります。

○ 鉄道・バスなどの公共交通機関が、早期に運行を再開するための対策に協力する必要があります。

○ 緊急輸送道路の確保や道路啓開の実施などにより、災害時の輸送経路を確保する必要があります。

リスクへの 対応方針	物流・人流への影響を最小限にとどめるため、災害に強い幹線道路網の整備や公共交通機関等の事業者との連携強化を図ります。
施策	-1 車両や歩行者の円滑な通行を確保（1-2-3 再掲）
<p><b>取組の方向性</b></p> <p>① 幹線道路の整備推進（再掲） 交通の円滑化、安全性の向上、防災機能の強化及び歩行者の安全確保のため、幹線道路の整備推進を図ります。</p> <p>② 道路の防災機能強化（再掲） 道路や橋梁、交通安全施設などの維持・修繕により、安全かつ円滑な交通機能を確保するとともに、防災機能の強化を図ります。</p>	
施策	-2 公共交通機関等の事業者との連携強化（5-2-2 再掲）
<p><b>取組の方向性</b></p> <p>① 鉄道やバスなどの公共交通機関の運行確保（再掲） 陸上交通ネットワークの機能維持を図るため、平時より公共交通機関等の事業者と連携強化を図ります。</p>	

リスクへの 対応方針	警察などの関係機関と連携して緊急輸送道路の確保を図ります。
施策	-3 緊急輸送道路の確保（2-4-3 再掲）
<b>取組の方向性</b> <b>① 緊急輸送道路の確保（再掲）</b> 道路啓開の優先度の高い路線等を緊急輸送道路として確保します。  <b>② 道路啓開・交通規制体制の整備（再掲）</b> 県や警察等の関係機関と連携し、交通に支障が発生した場合には道路啓開・交通規制を行えるよう体制の整備を行います。	

リスクシナリオ  
(起きてはならない最悪の事態)

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●本市では、住宅が密集した地域や都市基盤が不十分な地域などが存在し、大規模火災や延焼による死者の発生が懸念されます。

【評価結果】

○市街地開発事業や建築物の不燃化促進、新たな防火地域等の指定、狭隘道路の解消など住環境を改善することや幹線道路を始めとする交通施設の整備、防災上重要となるオープンスペースを確保することなどにより、災害に強い市街地を形成する必要があります。

○火災予防に関する広報や住宅の防火対策、特定建築物や防火対象物における点検や報告、審査や検査などを通して出火予防や防火対策を行う必要があります。

○大規模火災の発生により、救助活動などの公助による対応が困難になることが想定されるため、防災・減災に係る事前の取組や発災時の地域による防災活動など自助・共助の取組を推進する必要があります。

○大規模火災や延焼拡大を最小限にとどめるために、市の消防や地域の消防団などの消防力の維持強化が必要です。

○災害時に、迅速に正確な情報を提供することは、適切な避難行動を取るために大変重要となります。本市では防災行政無線をはじめ、ホームページやP Sメール、やまとS O S支援アプリ、コミュニティFMなどによる多様な情報発信、独自観測機による気象観測や消防ファットバイク、ドローンを活用した情報収集など様々な手段を活用し、迅速かつ正確な情報収集、発信に努めています。それらの機能を維持・発展するとともに新たな情報通信手段への対応を図る必要があります。

リスクへの対応方針	住宅が密集した地域や都市基盤が不十分な地域については、都市計画に基づく事業の実施や誘導により安全な都市空間の形成を目指します。
施策	-1 住宅の密集した地域、都市基盤が不十分な地域の解消及び防止 (1-2-1 再掲)
取組の方向性	
① 災害に強い計画的な市街地の形成 (再掲)	
土地区画整理事業や再開発事業、市街化調整区域の市街化区域編入などを通じて、市街地を計画的に形成することにより、災害に強い市街地の形成を図ります。	

<b>リスクへの対応方針</b>	大規模火災・延焼による被害を軽減するために、住環境の整備、防災空間の確保、周知を図ります。
<b>施策</b>	-2 防災性が高い住環境の形成（1-2-2 再掲）
<b>取組の方向性</b>	
① 地域の住環境の改善（再掲） 駅周辺や既成市街地の住環境を、防災面にも配慮した改善を行います。	
② 建築物の不燃化の促進（再掲） 木造住宅が密集している地域に対し、防火対策が施されていない住宅について、建物の不燃化工事や防火仕様等の建物への建て替えを促し、災害時の大規模火災を抑制することにより、災害に強い住環境の整備を図ります。	
③ 延焼被害の軽減（再掲） 防火・準防火地域の指定を推進します。	
<b>施策</b>	-3 車両や歩行者の円滑な通行を確保（1-2-3 再掲）
<b>取組の方向性</b>	
① 幹線道路の整備推進（再掲） 交通の円滑化、安全性の向上、防災機能の強化及び歩行者の安全確保のため、幹線道路の整備推進を図ります。	
② 道路の防災機能強化（再掲） 道路や橋梁、交通安全施設などの維持・修繕により、安全かつ円滑な交通機能を確保するとともに、防災機能の強化を図ります。	
<b>施策</b>	-4 防災空間の確保、周知（1-2-4 再掲）
<b>取組の方向性</b>	
① 公園や緑地・樹林地等の活用（再掲） 市内における公園や緑地・樹林地などを防災空間として保全・活用します。また、防災協力農地登録制度により、防災空間の確保、活用を図ります。	
② オープンスペース等を活用した避難場所の周知と避難に向けた誘導等（再掲） オープンスペース等を活用した避難場所を防災マップや案内板などで市民に周知し、安全かつ迅速な避難誘導を図ります。	

リスクへの対応方針	火災予防に関する広報や住宅の防火対策を推進するとともに、多数の者が利用する特定建築物や防火対象物については、点検・審査などにより出火予防や防火対策を実施します。
施策	-5 火災予防対策の推進（1-2-5 再掲）

**取組の方向性**

**① 火災予防に関する広報や住宅の防火対策の推進（再掲）**

火災予防に関する広報や住宅訪問診断等の防火に対する啓発や火災予防対策の推進を図ります。

施策	-6 特定建築物や防火対象物における安全対策（1-2-6 再掲）
----	----------------------------------

**取組の方向性**

**① 行政が行う審査・検査・指導等の実施（再掲）**

火災防止や火災等による被害の抑制を図るため、審査・検査・指導等を実施することにより、建物の安全性の確保や向上を図ります。

リスクへの対応方針	防災・減災に対する自助・共助の取組を推進し、災害発生時に地域で自主的に防災活動が行えるよう支援します。
施策	-7 自助・共助の取組の推進（1-1-2 一部再掲）

**取組の方向性**

**① 防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発（再掲）**

防災マップ等により、住んでいる場所の災害リスクや避難場所等を周知するとともに、災害に係る事前の対策や災害発生時の行動などを周知・啓発することにより、市民の防災に関する意識や知識の向上を図ります。

**③ 防災訓練の実施（再掲）**

大規模災害発生時における自助、共助、公助の取組を促進するため、総合防災訓練や地域防災訓練、災害別の図上訓練、地震発災直後を想定した訓練等を実施し、防災知識、技術の向上、市民や防災関係機関等との相互連携強化を図ります。

**③ 自主防災組織、消防団等への支援（再掲）**

防災研修の開催や、防災資機材購入費用の補助等により、自主防災会員、消防団員等の防災知識・技術の向上や防災資機材の整備を図り、災害発生時に地域で防災活動が行えるよう支援します。

**④ スタンドパイプ消火資機材による初期消火活動支援（再掲）**

市内にスタンドパイプ消火資機材を整備するとともに、取扱訓練や放水訓練等を行い、地域で自主的に消火活動ができるよう支援します。

**⑤ 要配慮者等への支援（再掲）**

避難行動要支援者対策として平時から要支援者の情報を把握するとともに、その情報を地域等と共

有し、災害時における地域での安否確認や避難支援等の対応が迅速に行われるよう仕組みづくりを行います。また、国際化協会との協力により、災害時において支援が必要な外国人市民に対し、情報提供と防災訓練等を行います。

**⑥ 救護活動の普及支援（再掲）**

地震等の大規模災害によって多数の負傷者が発生した場合においても、適切に応急手当が実施できるよう、救命講習会を通じて市民の知識と技術の向上を図ります。また、適切な状況下で AED を使用できるように、救命講習会等を通じて多くの市民に AED の設置場所の把握と、使用方法の習得を図ります。

リスクへの対応方針	火災などの被害を最小限にするため、迅速かつ効果的、効率的な活動を行うために、消防力の整備強化に努めます。
施策	-8 消防力の整備強化（1-2-8 再掲）

**取組の方向性**

**① 消防力等の整備の推進（再掲）**

本市の地理的条件や交通事情を考慮し消防活動において必要な消防水利、通信指令施設などの消防力等を計画的に強化・推進を図ります。

**② 消防職員の育成及び消防活動の充実（再掲）**

消防職員の研修や訓練などにより消防業務に必要な専門的な知識・技術の向上を図り、消防活動の充実を図ります。

**③ 消防機関の施設等の整備（再掲）**

施設・設備・資機材の整備などにより、大規模な災害又は特殊な災害の発生時に備えた消防機関の充実を図ります。

**④ 消防団員の育成及び消防活動の充実（再掲）**

消防団員の研修や訓練及び公務災害時の補償などにより、災害活動に必要な知識・技術の向上や支援体制の充実を図ります。

**⑤ 消防団施設等の整備（再掲）**

消防団の施設や設備・資機材の整備を行い、体制の強化を図ります。

リスクへの 対応方針	災害発生時に必要となる情報を円滑に収集・伝達できるよう、既存通信手段の維持と新たな情報通信手段への対応を図ります。
施策	-9 災害発生時に必要となる情報の収集・伝達手段の維持強化（1-2-9 再掲）

#### 取組の方向性

##### ① 情報収集・伝達手段の維持強化（再掲）

通信手段の多様化、新たな通信手段の調査研究を行うとともに、既存の市民への情報伝達ツールの整備を行います。また、ファットバイクやドローン等の情報収集ツールの整備を行い、災害時には必要に応じてファットバイク隊の派遣やドローン等を活用し、災害時に必要な情報の収集を正確かつ迅速に行います。

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●大規模な地震により沿線・沿道の住宅・建物が倒壊し、道路が閉塞される恐れがあります。

【評価結果】

○旧耐震基準である昭和56年以前に建てられた建築物は、建て替えや耐震補強などにより耐震化は進んでいますが、未だ耐震対策が未実施のものには、耐震化に向けた取組が必要です。

○本市の公共施設の耐震化はすべて終了しておりますが、今後においても施設の維持管理を適切に行うことにより、耐震性の維持を含め施設の保全を図る必要があります。

○沿道建物等の倒壊、落下物対策、道路啓開などを実施し、災害時に必要な道路の通行機能を確保する必要があります。

リスクへの 対応方針	道路閉塞を防ぐために、沿線・沿道施設の耐震化や公共建築物等の長寿命化等を促進します。
施策	-1 建築物の耐震化や施設の長寿命化等の促進 (1-1-1 一部再掲)

取組の方向性

① 住宅、民間施設の耐震化 (再掲)

補助金の交付等により住宅、民間施設の耐震化等を促進し、地震による住宅等の倒壊の被害から市民の生命、財産を保護します。

② 緊急輸送道路等の重要道路に接する建築物の耐震化 (再掲)

道路閉塞を起こした場合に、避難、救助・救急活動や緊急物資の輸送等に大きな支障をきたす重要道路に接する建築物について、重点的に耐震化を促進します。

③ 公共施設の耐震化、長寿命化 (再掲)

不特定多数が集まる施設や学校等の公共施設の各種改修工事等を適切に実施し、耐震化、長寿命化を図り、建築物の倒壊等の被害を防ぎます。

リスクへの 対応方針	緊急輸送道路の確保、道路啓開の実施、ブロック塀等の倒壊や落下物対策を実施することにより、道路交通の確保を図ります。
施策	-2 道路交通の確保
<b>取組の方向性</b> <b>① 緊急輸送道路の確保（再掲）</b> 道路啓開の優先度の高い路線等を緊急輸送道路として確保します。  <b>② 道路啓開・交通規制体制の整備（再掲）</b> 県や警察等の関係機関と連携し、交通に支障が発生した場合には道路啓開・交通規制を行えるよう体制の整備を行います。  <b>③ ブロック塀等の倒壊、落下物対策（再掲）</b> ブロック塀倒壊等による人的被害や道路閉塞を防ぐため、ブロック塀等の倒壊、落下物対策を実施します。	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●危険物施設が被災して有害な化学物質の拡散・流出が起きると、周辺住民への健康被害、環境汚染などが生じる可能性があります。

【評価結果】

○有害な化学物質の拡散・流出の予防対策として、事業者において適切な管理体制が維持されるよう検査等を行うとともに、緊急時の訓練、資機材の整備や関係機関との連絡体制の確保など安全対策が適切に行われるよう対策を講じる必要があります。

リスクへの対応方針	危険物施設における予防対策を推進するため、審査や検査を行います。また、危険物漏えいの際の応急対策が適切にとれるように指導を行うなど、安全対策を推進します。
施策	-1 危険物施設等の安全対策
<p><b>取組の方向性</b></p> <p>① 危険物施設等の予防対策</p> <p>法令に基づいた審査や検査を行い、危険物施設等の許認可や届出に遵守した貯蔵・取扱いされている危険物の品名、数量を把握し、保管や管理に不備事項があれば是正を行い、予防対策を推進します。</p> <p>② 危険物施設等の応急対策</p> <p>施設管理者等に対しては予防規定などに基づき、危険物の漏えい等の防災に関する教育・訓練や資機材の整備、関係機関との連絡体制など、保安体制について適切に指導を行います。</p>	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●農地・森林等が荒廃すると、保水効果等が失われ、災害時の被害が拡大する恐れがあります。

【評価結果】

○災害による被害拡大を防ぐため、保水機能などの効果が高い樹林地や農地について計画的に保全を図る必要があります。

リスクへの対応方針	農地や森林等が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など環境保全機能を維持するため、農地や森林等の適正な保全、活用を図ります。
施策	-1 樹林地の保全 (1-3-3 再掲)
<b>取組の方向性</b> ① 地域における緑の保全と整備 (再掲) 地域に残された貴重な緑地や樹木などの保全と整備により、保水機能など多面的な環境保全機能の確保を図ります。	
施策	-2 農地の保全、農業の育成 (1-3-4 再掲)
<b>取組の方向性</b> ① 農地の保全 (再掲) 都市農地の計画的な保全や市民農園等の整備を通じて、保水機能など多面的な環境保全機能を維持します。 ② 農業経営の支援 (再掲) 地産地消を推進するなど、市内で展開されている農業経営の支援を行って農地を保全し、保水機能など多面的な環境保全機能を維持します。 ③ 農業の管理運営 (再掲) 都市農業として持続的な存続を図るために、維持管理や組織化を推進します。	
施策	-3 環境への配慮を図る
<b>取組の方向性</b> ① 環境保全意識の高揚 都市域における災害防止にもつながる環境保全を進めるため、学校での環境教育等を実施し、環境保全意識の高揚を図ります。	

**② 環境保全活動への支援**

環境を保全する活動を行っている団体を支援します。

**③ 環境に配慮した設備設置者への支援**

雨水貯留槽等の環境に配慮した設備等の設置者に対して補助金交付等の支援を実施します。

**④ 計画的な環境の保全**

都市域における災害防止のため、環境基本計画に基づき、樹林地や農地などの保全を図ります。

リスクシナリオ

(起きてはならない最悪の事態)

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

- 災害に起因する廃棄物が大量に発生し、その処理が遅延すると生活衛生環境の悪化や、速やかな復旧・復興の妨げになる恐れがあります。

【評価結果】

- 大量に発生した災害廃棄物の処理ができるだけ遅延しないように、平時から環境管理センターの機能維持を図るとともに、災害時の廃棄物処理対策を推進する必要があります。
- 市の処理能力を超える大量の災害廃棄物の発生を想定し、民間事業者等との連携や広域連携を伴う災害廃棄物処理対策の推進が必要です。

リスクへの対応方針	大量の災害廃棄物の発生に備え、環境管理センターの機能維持や、国、県及び民間事業者団体等と連携することにより、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理します。また、災害廃棄物処理に係る計画を策定します。
施策	-1 災害廃棄物の処理体制の整備
<p><b>取組の方向性</b></p> <p>① <b>環境管理センターの機能の維持</b></p> <p>平時よりごみ処理に関わる建物、建物設備等を適正に維持管理することにより、災害時においても施設の機能維持を図ります。また、廃棄物処理及びごみ焼却熱を利用した発電による電力供給の機能確保を図ります。</p> <p>② <b>災害廃棄物処理対策の推進</b></p> <p>災害時においても廃棄物の効果的な処理を行えるよう、平時より災害時の処理について計画するとともに民間処分場・高座清掃施設組合等との連携を図ります。</p> <p>③ <b>災害廃棄物収集体制の確保</b></p> <p>平時から塵芥収集車両の点検及び整備を行うことにより、災害時においても廃棄物の収集体制を確保します。また、大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定に基づき、市内廃棄物業者等との連携強化を図ります。</p> <p>④ <b>災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の確立</b></p> <p>災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、環境省のガイドラインに沿って災害廃棄物処理計画を策定します。</p>	

リスクシナリオ  
(起きてはならない最悪の事態)

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●復興を支える人材等が不足すると、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる恐れがあります。

【評価結果】

○復興を進めるために、市職員の技術の維持・向上や他自治体職員の派遣、専門家や災害ボランティアの受け入れなど受援体制の整備を図る必要があります。

リスクへの 対応方針	迅速な復旧復興に向けて平時から地域のまちづくりを担う人材の確保を図ります。
施策	-1 復旧復興を担う人材の確保とその人材を受け入れるための体制整備
<p>取組の方向性</p> <p>① 人的資源の確保</p> <p>研修や訓練の実施により、職員の技術の維持、向上に努めるとともに、他自治体職員の派遣や専門家による支援を受けられるよう受援体制の整備を行います。また、応急危険度判定を迅速に実施できるよう、応急危険度判定士の養成を行います。</p> <p>② 市民の参加による復旧</p> <p>市社会福祉協議会等と連携して災害ボランティア活動を推進します。</p>	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●大規模地震発生などにより広域的地盤沈下等が発生し、そこに大雨が降ると広域・長期にわたる浸水被害が発生する恐れがあります。

【評価結果】

○広域的地盤沈下等が起きた際の大雨による浸水被害の発生に備え、河川改修や雨水管等の排水施設の整備など治水対策が必要です。また、広域的地盤沈下等を伴う浸水被害発生後には、円滑な復興が図られるように、平時から地籍を明確にしておく必要があります。

リスクへの対応方針	浸水の被害を最小限に抑えるため、河川改修、排水施設の整備等を行います。また、浸水被害発生時に復旧を円滑に進めるため、平時から地籍調査を推進します。
施策	-1 河川氾濫・内水氾濫の防止対策（1-3-1 再掲）
<p>取組の方向性</p> <p>① 河川氾濫の防止（再掲）</p> <p>河川の維持管理に関する計画を策定し、適切な維持管理を行います。また、治水安全度の向上を図るために、二級河川との整合を図りながら準用河川の改修を進めます。</p> <p>② 内水氾濫の防止（再掲）</p> <p>既設管路施設等を適切に維持管理するとともに、ストックマネジメント計画等に基づき、雨水管を更新します。また、雨水による浸水被害の解消を図るために雨水管の整備を進めるとともに、雨水浸透阻害行為の許可申請等や浸水被害低減に係る情報の提供を行います。</p>	
施策	-2 地籍調査の推進
<p>取組の方向性</p> <p>① 地籍調査の推進</p> <p>災害時における復興事業に対応できるよう、平時から測量、座標化等の地籍調査を推進します。</p>	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●貴重な文化財や環境的資産を喪失したり地域コミュニティが崩壊したりすると、文化の衰退・損失につながり、その復興が困難になってしまう恐れがあります。

【評価結果】

○平時から文化財や環境的資産の保護・継承を図るとともに被災しても復興できるよう事前の取組を進める必要があります。

○文化財関連施設の機能を維持するために、耐震化や長寿命化を推進する必要があります。

○地域の自治会、コミュニティセンターで行われている市民活動や地域活動など地域コミュニティの維持や地域の取組を支援する必要があります。

リスクへの  
対応方針

地域の特色ある文化財や環境的資産について、平時は調査、研究、記録作成等を実施し、必要な保護措置をとります。被害が発生した場合には、調査記録等をもとに保全または復旧を図ります。また、日頃から地域コミュニティと連携した文化の継承、市民の理解と関心を高めるための取組等を行い、災害による文化の衰退を防ぐよう努めます。文化財関連施設については、機能が災害で低下しないよう耐震化や長寿命化に努めます。

施策

-1 文化財や環境的資産の保護と地域文化の継承

取組の方向性

① 地域に所在する文化財や環境的資産に対する調査、研究、収集及び保存対策の実施

歴史資料や各種文化財の収集・調査を進めるとともに、地域文化の背景となる史跡や景観等の環境的資産の把握・保全に努めます。各資料・文化財は現物資料とあわせて写真・図面等の記録を保存することで、災害発生時の被害状況の把握、保護措置の実施、早期復旧等に役立てます。

② 地域コミュニティと連携した文化の継承、文化財や環境的資産に対する市民の理解と関心を高めるための普及・活用事業の実施

地域住民から選出された文化財保護指導委員による調査・保護活動を実施します。また、市史関連書籍・文化財調査報告書等の刊行物や、展示・講座等の事業を通じて、市民の文化財や環境的資産への理解と関心を高めます。

③ 文化財関連施設の耐震化、長寿命化

文化財関連施設の各種改修工事等を適切に実施し、耐震化、長寿命化の維持・向上を図ります。

リスクへの 対応方針	地域の活動や行事を支援し、地域コミュニティの維持を図ります。
施策	-2 地域コミュニティの維持
<b>取組の方向性</b> <b>① 住民のコミュニティ活動の支援</b> 自治会館の修繕等にかかる費用の補助やコミュニティセンターなどの維持管理等により、コミュニティ活動の場の確保や環境の整備を図るとともに、自治会やコミュニティセンターなどで行われている住民活動の支援を実施し、地域コミュニティの維持・向上を図ります。	

脆弱性の評価結果

【評価の視点】

●復興の合意形成に時間がかかったり、所有者や境界不明な土地が大量に存在したりすると、事業用地の確保や仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる恐れがあります。

【評価結果】

○仮設住宅の予定地の選定や、復興事業に対応するための地籍調査の実施など、事前の取組を進める必要があります。

○復興まちづくりや被災者の生活再建支援など、復興に関わる体制の整備を推進する必要があります。

リスクへの対応方針	仮設住宅等の建物建設に係る用地確保、地籍調査、被災者支援等の復興対策に係る事前の取組を推進します。
施策	-1 復興対策に係る取組の推進
<p><b>取組の方向性</b></p> <p>① <b>用地確保の推進</b> 災害復旧に係る車両駐車スペース・資機材置場等の用地確保や仮設住宅等の建設を容易にするため、平時から用地選定、確保等の取組を推進します。</p> <p>② <b>地籍調査の推進（再掲）</b> 災害時における復興事業に対応できるよう、平時から測量、座標化等の地籍調査を推進します。</p> <p>③ <b>復興まちづくりの体制整備</b> 復興マニュアルの策定や復興まちづくりビジョンの検討など、法や制度に基づいた復興体制の整備を進めます。</p> <p>④ <b>被災者への支援体制の整備</b> 被災者への支援が滞りなく行われるよう、生活再建支援体制の整備や被災者生活再建支援システムの整備を進めます。</p>	

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

本計画の取組は、全庁的な体制の下で推進していく必要があります。

また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協働を進めることが非常に重要であるため、平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努めていきます。

### 2. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策を重点化しながら進める必要があります。本市では、人命の保護を最優先とするとともに、市民生活に大きな影響を与える16のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を重点化リスクシナリオとして設定しました。

#### 重点化リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備える目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大量火災の発生による多数の死傷者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

### 3.進捗管理

---

市地域計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとします。進捗状況の把握に当たっては、総合計画や分野別計画等の関連計画で行う事業評価（進捗管理）と連携して実施します。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら進めていきます。本市だけでは対応できない事項については、国、県、関連機関等への働き掛け等を通じ、事業の推進を図っていきます。

### 4.計画の見直し

---

本市の総合計画の改定、関係法令の改正、基本計画や県地域計画の見直し、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、概ね5年を目安に見直しを行い、必要に応じて改訂を行います。

## 巻末資料：施策分野別のマトリクス表（1/6）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	個別施策分野		
		行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-①住宅、民間施設の耐震化 1-③公共施設の耐震化、長寿命化 2-①防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発 2-②防災訓練の実施 2-③自主防災組織、消防団等への支援 2-④要配慮者等への支援 2-⑤救護活動の普及支援	1-①住宅、民間施設の耐震化 1-②緊急輸送道路等の重要道路に接する建築物の耐震化 1-④ブロック塀等の倒壊、落下物対策	1-①住宅、民間施設の耐震化 1-③公共施設の耐震化、長寿命化 2-④要配慮者等への支援
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	2-①地域の住環境の改善 4-②オープンスペース等を活用した避難場所の周知と避難に向けた誘導等 5-①火災予防に関する広報や住宅の防火対策の推進 6-①行政が行う審査・検査・指導等の実施 7-①防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発（再掲） 7-②防災訓練の実施（再掲） 7-③自主防災組織、消防団等への支援（再掲） 7-④スタンドパイプ消火資機材による初期消火活動支援 7-⑤要配慮者等への支援（再掲） 7-⑥救護活動の普及支援（再掲） 8-①消防力等の整備の推進 8-②消防職員の育成及び消防活動の充実 8-③消防機関の施設等の整備 8-④消防団員の育成及び消防活動の充実 8-⑤消防団施設等の整備 9-①情報収集・伝達手段の維持強化	1-①災害に強い計画的な市街地の形成 2-①地域の住環境の改善 2-②建築物の不燃化の推進 2-③延焼被害の軽減 3-①幹線道路の整備推進 3-②道路の防災機能強化 4-①公園や緑地・樹林地等の活用 6-①行政が行う審査・検査・指導等の実施	7-⑤要配慮者等への支援（再掲） 8-①消防力等の整備の推進 8-②消防職員の育成及び消防活動の充実
	1-3 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生	2-①土砂災害等防止対策の実施 5-①地域防災計画に基づいた災害対策活動の実施 6-①情報収集・伝達手段の維持強化（再掲） 7-①防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発（再掲） 7-②防災訓練の実施（再掲） 7-③自主防災組織、消防団等への支援（再掲） 7-④要配慮者等への支援（再掲） 7-⑤救護活動の普及支援（再掲）	1-①河川氾濫の防止 1-②内水氾濫の防止 2-①土砂災害等防止対策の実施 6-①情報収集・伝達手段の維持強化（再掲）	7-④要配慮者等への支援（再掲）

				横断的分野		重点化
産業・物流・エネルギー	情報通信	環境・農林水産	土地利用	リスクコミュニケーション	官民連携	
				1-①住宅、民間施設の耐震化 1-②緊急輸送道路等の重要道路に接する建築物の耐震化 2-②防災訓練の実施 2-③自主防災組織、消防団等への支援 2-④要配慮者等への支援 2-⑤救護活動の普及支援	1-①住宅、民間施設の耐震化 1-②緊急輸送道路等の重要道路に接する建築物の耐震化 2-②防災訓練の実施 2-④要配慮者等への支援	●
3-①幹線道路の整備推進 3-②道路の防災機能強化	8-①消防力等の整備の推進 9-①情報収集・伝達手段の維持強化		4-①公園や緑地・樹林地等の活用	1-①災害に強い計画的な市街地の形成 2-①地域の住環境の改善 4-①公園や緑地・樹林地等の活用 7-②防災訓練の実施（再掲） 7-③自主防災組織、消防団等への支援（再掲） 7-④スタンドパイプ消火資機材による初期消火活動支援 7-⑤要配慮者等への支援（再掲） 7-⑥救護活動の普及支援（再掲） 8-①消防力等の整備の推進 8-④消防団員の育成及び消防活動の充実	2-①地域の住環境の改善 4-①公園や緑地・樹林地等の活用 7-②防災訓練の実施（再掲） 7-④スタンドパイプ消火資機材による初期消火活動支援 7-⑤要配慮者等への支援（再掲）	●
4-①農地の保全 4-②農業経営の支援 4-③農業の管理運営	6-①情報収集・伝達手段の維持強化（再掲）	3-①地域における緑の保全 4-①農地の保全 4-②農業経営の支援 4-③農業の管理運営	3-①地域における緑の保全	2-①土砂災害等防止対策の実施 3-①地域における緑の保全 5-①地域防災計画に基づいた災害対策活動の実施 7-②防災訓練の実施（再掲） 7-③自主防災組織、消防団等への支援（再掲） 7-④要配慮者等への支援（再掲） 7-⑤救護活動の普及支援（再掲）	4-①農地の保全 7-②防災訓練の実施（再掲） 7-④要配慮者等への支援（再掲）	●

## 巻末資料：施策分野別のマトリクス表（2/6）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	個別施策分野		
		行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	1-①食料、飲料水、生活必需品等の確保 3-①応援に係る協定の締結		
	2-2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	1-①消防力等の整備の推進（再掲） 1-②消防職員の育成及び消防活動の充実（再掲） 1-③消防機関の施設等の整備（再掲） 1-④消防団員の育成及び消防活動の充実（再掲） 1-⑤消防団施設等の整備（再掲） 2-①広域応援体制の確保		1-①消防力等の整備の推進（再掲） 1-②消防職員の育成及び消防活動の充実（再掲）
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	1-①関係機関の連携による帰宅困難者対策の実施 1-②一時滞在施設の確保 1-③食料、飲料水等の確保		
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	1-①市立病院の医療機能充実と災害医療体制の整備 2-①初期医療体制の整備 2-②救急救命対応力の充実・強化 2-③後方医療体制等の整備 2-④医薬品等の確保 4-①燃料の備蓄 4-②応援に係る協定の締結（再掲）	3-①緊急輸送道路の確保 3-②道路啓開・交通規制体制の整備	1-①市立病院の医療機能充実と災害医療体制の整備 2-①初期医療体制の整備 2-②救急救命対応力の充実・強化 2-③後方医療体制等の整備 2-④医薬品等の確保
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	1-①防疫活動、保健活動体制の整備 2-①災害医療体制の整備 3-①広域火葬体制の整備 4-①大和市避難生活施設運営マニュアルの見直し 4-②避難所における備蓄品の整備		1-①防疫活動、保健活動体制の整備 2-①災害医療体制の整備 3-①広域火葬体制の整備
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	1-①保健・衛生体制の整備 2-①大和市避難生活施設運営マニュアルの見直し 2-②避難所等における衛生用品、資機材等の整備		1-①保健・衛生体制の整備
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化	1-①地域における防犯活動の促進 1-②防犯に優れた環境づくり	1-②防犯に優れた環境づくり	
	3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	1-①公共施設の耐震化、長寿命化（再掲） 2-①市災害対策本部を中心とする災害時の体制の整備 3-①広域応援の受入体制の強化		1-①公共施設の耐震化、長寿命化（再掲）

				横断的分野		重点化
産業・物流・エネルギー	情報通信	環境・農林水産	土地利用	リスクコミュニケーション	官民連携	
2-①災害時でも活用できる再生可能エネルギーの活用 2-②自立分散型エネルギーの導入促進		2-①災害時でも活用できる再生可能エネルギーの活用 2-②自立分散型エネルギーの導入促進		2-①災害時でも活用できる再生可能エネルギーの活用	3-①応援に係る協定の締結	●
	1-①消防力等の整備の推進（再掲）			1-①消防力等の整備の推進（再掲） 1-④消防団員の育成及び消防活動の充実（再掲）		●
				1-①関係機関の連携による帰宅困難者対策の実施	1-①関係機関の連携による帰宅困難者対策の実施 1-②一時滞在施設の確保	
3-①緊急輸送道路の確保 3-②道路啓開・交通規制体制の整備 4-①燃料の備蓄				2-②救急救命対応力の充実・強化	2-①初期医療体制の整備 2-③後方医療体制等の整備 2-④医薬品等の確保 4-①燃料の備蓄 4-②応援に係る協定の締結（再掲）	●
				4-①大和市避難生活施設運営マニュアルの見直し		●
				2-①大和市避難生活施設運営マニュアルの見直し		●
				1-①地域における防犯活動の促進 1-②防犯に優れた環境づくり	1-②防犯に優れた環境づくり	

## 巻末資料：施策分野別のマトリクス表（3/6）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	個別施策分野		
		行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	1-①現有通信施設の活用と、新たな通信手段の整備による通信体制の強化 1-②特設公衆電話の設置	1-③無電柱化の推進	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	1-①通信手段の多様化 2-①災害広報の展開		
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	1-①現有通信施設の活用と、新たな通信手段の整備による通信体制の強化（再掲） 1-②特設公衆電話の設置（再掲） 2-①ファットバイクやドローン等の維持整備 3-①通信手段の多様化（再掲） 4-①災害広報の展開（再掲） 5-①防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発（再掲） 5-②防災訓練の実施（再掲） 5-③自主防災組織、消防団等への支援（再掲） 5-④要配慮者等への支援（再掲） 5-⑤救護活動の普及支援（再掲）	1-③無電柱化の推進（再掲）	5-④要配慮者等への支援（再掲）

				横断的分野		重点化
産業・物流・エネルギー	情報通信	環境・農林水産	土地利用	リスクコミュニケーション	官民連携	
	1-①現有通信施設の活用と、新たな通信手段の整備による通信体制の強化 1-②特設公衆電話の設置 1-③無電柱化の推進				1-①現有通信施設の活用と、新たな通信手段の整備による通信体制の強化 1-②特設公衆電話の設置	●
	1-①通信手段の多様化 2-①災害広報の展開				1-①通信手段の多様化 2-①災害広報の展開	●
	1-①現有通信施設の活用と、新たな通信手段の整備による通信体制の強化（再掲） 1-②特設公衆電話の設置（再掲） 1-③無電柱化の推進（再掲） 2-①ファットバイクやドローン等の維持整備 3-①通信手段の多様化（再掲） 4-①災害広報の展開（再掲）			5-②防災訓練の実施（再掲） 5-③自主防災組織、消防団等への支援（再掲） 5-④要配慮者等への支援（再掲） 5-⑤救護活動の普及支援（再掲）	1-①現有通信施設の活用と、新たな通信手段の整備による通信体制の強化（再掲） 1-②特設公衆電話の設置（再掲） 3-①通信手段の多様化（再掲） 4-①災害広報の展開（再掲） 5-②防災訓練の実施（再掲） 5-④要配慮者等への支援（再掲）	●

## 巻末資料：施策分野別のマトリクス表（４／６）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	個別施策分野		
		行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	2-①企業活動維持のための支援 2-②農業者に対する支援		
	5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		1-①幹線道路の整備推進（再掲） 1-②道路の防災機能強化（再掲） 2-①鉄道やバスなどの公共交通機関の運行確保 3-①緊急輸送道路の確保（再掲） 3-②道路啓開・交通規制体制の整備（再掲）	
	5-3 食料等の安定供給の停滞	1-①食料、飲料水、生活必需品等の確保（再掲） 1-②応援に係る協定の締結（再掲） 1-③物資受入れ・供給体制の確立		
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	3-①非常用発電機の維持管理 4-①応援に係る協定の締結(再掲)		
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	1-①食料、飲料水、生活必需品等の確保（再掲） 1-②応援に係る協定の締結（再掲） 1-③給水機能の確保 1-④応急給水体制の強化	1-③給水機能の確保	
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		1-①下水道の整備 1-②合併処理浄化槽の普及促進	
	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止		1-①幹線道路の整備推進（再掲） 1-②道路の防災機能強化（再掲） 2-①鉄道やバスなどの公共交通機関の運行確保（再掲） 3-①緊急輸送道路の確保（再掲） 3-②道路啓開・交通規制体制の整備	

				横断的分野		重点化
産業・物流・エネルギー	情報通信	環境・農林水産	土地利用	リスクコミュニケーション	官民連携	
1-①事業者におけるBCP策定の促進 2-①企業活動維持のための支援	2-②農業者に対する支援	2-②農業者に対する支援		1-①事業者におけるBCP策定の促進 2-①企業活動維持のための支援		
1-①幹線道路の整備推進（再掲） 1-②道路の防災機能強化（再掲） 3-①緊急輸送道路の確保（再掲） 3-②道路啓開・交通規制体制の整備（再掲）					2-①鉄道やバスなどの公共交通機関の運行確保	
					1-②応援に係る協定の締結（再掲）	●
1-①関係事業者との連携強化 2-①災害時でも活用できる再生可能エネルギーの活用（再掲） 2-②自立分散型エネルギーの導入促進（再掲） 3-①非常用発電機の維持管理 5-①事業者におけるBCP策定の促進（再掲）		2-①災害時でも活用できる再生可能エネルギーの活用（再掲） 2-②自立分散型エネルギーの導入促進（再掲）		2-①災害時でも活用できる再生可能エネルギーの活用（再掲） 5-①事業者におけるBCP策定の促進（再掲）	4-①応援に係る協定の締結（再掲）	●
				1-③給水機能の確保 1-④応急給水体制の強化	1-②応援に係る協定の締結（再掲）	●
		1-①下水道の整備 1-②合併処理浄化槽の普及促進				
1-①幹線道路の整備推進（再掲） 1-②道路の防災機能強化（再掲） 3-①緊急輸送道路の確保（再掲） 3-②道路啓開・交通規制体制の整備（再掲）					2-①鉄道やバスなどの公共交通機関の運行確保（再掲）	

## 巻末資料：施策分野別のマトリクス表（5/6）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	個別施策分野		
		行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	2-①地域の住環境の改善（再掲） 4-②オープンスペース等を活用した避難場所の周知と避難に向けた誘導等（再掲） 5-①火災予防に関する広報や住宅の防火対策の推進（再掲） 6-①行政が行う審査・検査・指導等の実施（再掲） 7-①防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発（再掲） 7-②防災訓練の実施（再掲） 7-③自主防災組織、消防団等への支援（再掲） 7-④スタンドパイプ消火資機材による初期消火活動支援（再掲） 7-⑤要配慮者等への支援（再掲） 7-⑥救護活動の普及支援（再掲） 8-①消防力等の整備の推進（再掲） 8-②消防職員の育成及び消防活動の充実（再掲） 8-③消防機関の施設等の整備（再掲） 8-④消防団員の育成及び消防活動の充実（再掲） 8-⑤消防団施設等の整備（再掲） 9-①情報収集・伝達手段の維持強化（再掲）	1-①災害に強い計画的な市街地の形成（再掲） 2-①地域の住環境の改善（再掲） 2-②建築物の不燃化の促進（再掲） 2-③延焼被害の軽減（再掲） 3-①幹線道路の整備推進（再掲） 3-②道路環境の安全性の確保（再掲） 4-①公園や緑地・樹林地等の活用（再掲） 6-①行政が行う審査・検査・指導等の実施（再掲）	7-⑤要配慮者等への支援（再掲） 8-①消防力等の整備の推進（再掲） 8-②消防職員の育成及び消防活動の充実（再掲）
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	1-①住宅、民間施設の耐震化（再掲） 1-③公共施設の耐震化、長寿命化（再掲）	1-①住宅、民間施設の耐震化（再掲） 1-②緊急輸送道路等の重要道路に接する建築物の耐震化（再掲） 2-①緊急輸送道路の確保（再掲） 2-②道路啓開・交通規制体制の整備（再掲） 2-③ブロック塀等の倒壊、落下物対策（再掲）	1-①住宅、民間施設の耐震化（再掲） 1-③公共施設の耐震化、長寿命化（再掲）
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	1-①危険物施設等の予防対策 1-②危険物施設等の応急対策		
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			

				横断的分野		重点化
産業・物流・エネルギー	情報通信	環境・農林水産	土地利用	リスクコミュニケーション	官民連携	
3-①幹線道路の整備推進 (再掲) 3-②道路環境の安全性の 確保(再掲)	8-①消防力等の整備の 推進(再掲) 9-①情報収集・伝達手段の 維持強化(再掲)		4-①公園や緑地・樹林地 等の活用(再掲)	1-①災害に強い計画的な市街地の 形成(再掲) 2-①地域の住環境の改善(再掲) 4-①公園や緑地・樹林地等の活用 (再掲) 7-②防災訓練の実施(再掲) 7-③自主防災組織、消防団等への 支援(再掲) 7-④スタンドパイプ消火資機材に よる初期消火活動支援(再掲) 7-⑤要配慮者等への支援(再掲) 7-⑥救護活動の普及支援(再掲) 8-①消防力等の整備の推進(再掲) 8-④消防団員の育成及び消防活動 の充実(再掲)	2-①地域の住環境の改善 (再掲) 4-①公園や緑地・樹林地等 の活用(再掲) 7-②防災訓練の実施(再掲) 7-④スタンドパイプ消火資機材 による初期消火活動支援(再掲) 7-⑤要配慮者等への支援 (再掲)	
2-①緊急輸送道路の確保 (再掲) 2-②道路啓開・交通規制 体制の整備(再掲)				1-①住宅、民間施設の耐震化(再掲)	1-①住宅、民間施設の耐震 化(再掲)	
				1-①危険物施設等の予防対策		
2-①農地の保全(再掲) 2-②農業経営の支援(再掲) 2-③農業の管理運営(再掲)		1-①地域における緑の保全と 整備(再掲) 2-①農地の保全(再掲) 2-②農業経営の支援(再掲) 2-③農業の管理運営(再掲) 3-①環境保全意識の高揚 3-②環境保全活動への支援 3-③環境に配慮した設備設置 者への支援 3-④計画的な環境の保全	1-①地域における緑の保全 と整備(再掲)	1-①地域における緑の保全と整備 (再掲) 3-①環境保全意識の高揚 3-④計画的な環境の保全	2-①農地の保全(再掲)	

## 巻末資料：施策分野別のマトリクス表（6/6）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	個別施策分野		
		行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	1-④災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の確立		
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	1-①人的資源の確保 1-②市民の参加による復旧		
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態		1-①河川氾濫の防止（再掲） 1-②内水氾濫の防止（再掲） 2-①地籍調査の推進	
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	1-①地域に所在する文化財や環境的資産に対する調査、研究、収集及び保存対策の実施 1-②地域コミュニティと連携した文化の継承、文化財や環境的資産に対する市民の理解と関心を高めるための普及・活用事業の実施 1-③文化財関連施設の耐震化、長寿命化 2-①住民のコミュニティ活動の支援		
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	1-④被災者への支援体制の整備	1-①用地確保の推進 1-②地籍調査の推進（再掲） 1-③復興まちづくりの体制整備	

				横断的分野		重点化
産業・物流・エネルギー	情報通信	環境・農林水産	土地利用	リスクコミュニケーション	官民連携	
		1-①環境管理センターの機能の維持 1-②災害廃棄物処理対策の推進 1-③災害廃棄物収集体制の確保 1-④災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の確立			1-②災害廃棄物処理対策の推進	●
				1-②市民の参加による復旧	1-②市民の参加による復旧	
				2-①地籍調査の推進		
				1-①地域に所在する文化財や環境的資産に対する調査、研究、収集及び保存対策の実施 1-②地域コミュニティと連携した文化の継承、文化財や環境的資産に対する市民の理解と関心を高めるための普及・活用事業の実施 1-③文化財関連施設の耐震化、長寿命化 2-①住民のコミュニティ活動の支援	2-①住民のコミュニティ活動の支援	
			1-①用地確保の推進 1-③復興まちづくりの体制整備	1-②地籍調査の推進（再掲） 1-③復興まちづくりの体制整備 1-④被災者への支援体制の整備	1-①用地確保の推進 1-③復興まちづくりの体制整備	

● 編集発行

大和市市長室危機管理課

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号

電話：046-263-1111(代表)

H P： <https://www.city.yamato.lg.jp>